

# 平成30年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	平成30年12月11日
3	閉会	平成30年12月12日
4	会期	2日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	11日 出席11名 欠席 0名 12日 出席11名 欠席 0名
6	議案件数	件（うち議員提出 件）
7	議決の状況	(1)原案可決 15件 (2)原案承認 1件 (3)原案同意 3件 (4)原案答申 1件
8	法第99条の意見書	0件
9	委員会	産業経済常任委員会付託 1件
10	その他	傍聴者 11日 14名 12日 0名
11	会議書の写し	別紙のとおり添付
12	議案書の写し	別紙のとおり添付

平成30年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

平成30年12月11日（火）

午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	本間秀正	2番	川幡宗宏
3番	原田弘克	4番	志賀浦学
5番	内田恵子	6番	西股裕司
7番	佐藤妙子	8番	菅原文子
9番	石川康弘	10番	熊木恵子
11番	側瀬敏彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

10番	熊木恵子	2番	川幡宗宏
-----	------	----	------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内貢	事務局主査	光永晋
------	-----	-------	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	三好富士夫	教育長	小笠原正和
農業委員会長	山下義昭	監査委員	角畠徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	大崎貞二	総務課長	小林史典
まちづくり課長	藤木雅彦	住民課長	笠原大介
税務課長兼出納室長	柏木英昭	保健福祉課長	佐藤由美子
産業振興課長	柿崎納	都市整備課長	尾暮靖志
病院事務長	原田光一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野茂
--------	-----

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小林史典
-----------	------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	小林史典
----------------	------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 松田秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

平成30年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

平成30年12月12日（水）

午前 9時30分 開会

1. 出席議員

1番	本間秀正	2番	川幡宗宏
3番	原田弘克	4番	志賀浦学
5番	内田恵子	6番	西股裕司
7番	佐藤妙子	8番	菅原文子
9番	石川康弘	10番	熊木恵子
11番	側瀬敏彦		

2. 欠席議員 なし

3. 会議録署名議員

10番	熊木恵子	2番	川幡宗宏
-----	------	----	------

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長	山内貢	事務局主査	光永晋
------	-----	-------	-----

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町長	三好富士夫	教育長	小笠原正和
農業委員会長	山下義昭	監査委員	角畠徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	大崎貞二	総務課長	小林史典
まちづくり課長	藤木雅彦	住民課長	笠原大介
税務課長兼出納室長	柏木英昭	保健福祉課長	佐藤由美子
産業振興課長	柿崎納	都市整備課長	尾暮靖志
病院事務長	原田光一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長	浅野茂
--------	-----

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長）	小林史典
-----------	------

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

公平委員会事務員（総務課長）	小林史典
----------------	------

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員  
農業委員会事務局長 松田秀則

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

- 議長 おはようございます。  
本日をもって招集されました平成30年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。直ちに本日の会議を開きます。  
本定例会の議事日程は、あらかじめ御手元に配布したとおりでございます。
- 日程1 会議録署名議員の指名を行います。  
指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。  
10番 熊木 恵子議員、2番 川幡 宗宏議員。以上、御兩名を指名いたします。
- 日程2 会期の決定をいたします。  
先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営について報告の申し出がありましたので、これを許します。  
10番 熊木 恵子議員。
- 熊木議員 平成30年第4回議会定例会の運営について、去る12月4日、議長出席のもとに議会運営委員会を開催しました。議会事務局より本定例会の提案議案などの概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは功労表彰について1件、条例関係3件、平成30年度会計補正予算4件、一般議案11件であります。以上、提案案件全般について審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月11日から12月13日までの3日間とすることで、意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員会委員長報告といたします。
- 議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は12月11日から12月13日までの3日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本定例会は12月11日から12月13日までの3日間と決定いたしました。
- 日程3 諸般報告をいたします。  
・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より平成30年9月分及び10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。これもちまして報告済みといたします。  
・3番目 定例監査結果報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。  
 局長（朗読する。）  
 監査委員から補足説明があれば賜ります。  
 （ありませんの声）  
 以上で、定例監査結果報告につきましては、報告済みといたします。  
 ・4番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。  
 局長をして朗読いたさせます。

局長（朗読する。）  
 監査委員から補足説明があれば賜ります。  
 （ありませんの声）  
 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済みと  
 いたします。  
 ●日程4 一般質問を行います。  
 本定例会の一般質問通告者は4名でございます。一般質問につきま  
 しては通告順に行います。  
 2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員 みどり野きた住まいるヴィレッジの今後はということで、2問質問  
 いたします。本町の人口は平成11年を境に減少に転じ、今年度まで  
 19年間減少し続け、町の人口は現在7,500人台になっています。  
 昨年度は、人口減少対策の効果もあり、100人以下の減少となりま  
 した。今年度、北海道・北海道住宅供給公社・南幌町の共催によるみ  
 どり野きた住まいるヴィレッジを開催し、子育て世代の誘致に本腰を  
 入れ取り組みました。その中で十分な結果が得られたのか、検証し結  
 果の分析をしていると思いますが、その結果をもとに次年度以降の誘  
 致につなげ、この取り組みを成功させなければ、残っている約680  
 区画の住宅用地の販売、あわせて人口の増につなげることはできませ  
 ん。そこで町長に2点伺います。  
 1、みどり野きた住まいるヴィレッジの現在までの販売経過につい  
 て、町としてどのように受けとめ、次年度以降どのような誘致施策に  
 つなげるのか。  
 2、2,000人を超える見学者が来町しているが、その方々に対  
 してのアンケートの分析結果はどのようなもので、本町に何を求めて  
 いるのか。また対面する中で、どのような感触を得たのか、お聞きし  
 たいと思います。

町長。  
 みどり野きた住まいるヴィレッジの今後は、の御質問にお答えしま  
 す。住宅展示場みどり野きた住まいるヴィレッジが本年6月2日にオ  
 ープンして、展示期間である10月末までに2,616の方が本町  
 を訪れ、実際に南幌暮らしを体感できるモデル住宅を見学されました。  
 1点目の御質問については、みどり野きた住まいるヴィレッジの効果  
 の一つとして、モデル住宅のあるみどり野団地美園地区に町外の子育  
 て世帯へ10区画を分譲し、その呼び水となりましたが、モデル住宅  
 5棟については現在のところ販売に至っていません。今後のモデル住  
 宅の販売については、冬期間においての高気密・高断熱など、住宅性

能を体験できるようなイベントを実施しながら、各住宅事業者において販売を進めるとともに、次年度以降、新たに建築する住宅については、仕様の変更などにより、求めやすい価格帯を設定する方法で、北海道・北海道住宅供給公社・町及び住宅事業者において検討しています。既存のモデル住宅とあわせて、継続的に事業を展開し、さらなるみどり野団地の販売につなげたいと考えます。

2点目の御質問については、来場された際に住宅計画、建築予算や年代・家族構成などのアンケートを実施した中で、札幌市在住、40代子育て世帯、会社員で賃貸住宅に居住し、住宅の建築予算は2,000万円から2,500万円を想定している傾向が多く見られました。また、実際に対面した方からは、本町は緑豊かで子育て支援が充実しているといった声がありました。引き続き、本町の地理的優位性を活かし、子育て支援並びに移住・定住の取り組みにより、人口減少の抑制に努めてまいります。

議 長  
川幡議員  
(再質問)

2番 川幡 宗宏議員。

再質問いたしたいと思えます。今、答弁の中で、みどり野きた住まいるヴィレッジ5件のモデル住宅が1件も売却・成約できていないという答弁をいただきました。子育て世代の中にはですね、現在のモデル住宅、今5軒のモデル住宅ですけれども、非常に建築費が高くて、南幌町でこのモデル住宅を建設するのであれば、土地は若干狭くなりますけれども、近隣の市町村、江別市や北広島市、恵庭市など、鉄道が通っているところに、同等以下の建築費で住宅が取得できると。そのことを考えますと、南幌町の何がメリットなのかを子育て世代に訴えているのか、このことをクリアできなければ南幌町に住宅はなかなか建てていただけないと、このように思っております。現在のモデル住宅の建築費から住宅取得のためにローンについての考え方を伺いたいと思えます。私は子育て世代の給与所得を考えると、月々の返済額はどれぐらいが適当なのかの判断は難しいのですけれども、現在の住宅ローンの一般的なものを調査いたしました。3,000万円の物件で30年間元利均等払いボーナスなしでは、省エネ該当等の金利弾力化を考慮し、最初の3年間金利は0.65%で、9万1,700円。4年から14年目までで金利1.15%で9万7,899円。以後は変動金利となりまして、2%で考えますと10万6,137円となります。次に、2,000万円の物件では、同様の支払いで見ると、当初の3年間は6万1,000円前後、4年から14年では6万5,000円、以後は7万750円となります。今回のきた住まいるヴィレッジ定例会での関係機関の打ち合わせにおいては、建物価格2,500万円から2,700万円を上限として、価格設定の取りまとめをしていたと聞いていますけれども、現在設定されている価格は土地代、消費税を含め、外構も含めて販売価格は1戸2,998万円、3,000万円、3,080万円、3,150万円、3,248万円であり、残念ながら建物の価格2,000万円以内を目指すといった業者は事情により建設されていません。この3,000万円以上のモデル住宅の物件では、見学会で2,000人以上の方々を訪れていましたが、

結果としても1件も成約できなかったのは、南幌町に住むメリット、また町の魅力がなかった結果だと冷静に受けとめまして、次年度以降の対策を考えるべきだと思います。先ほど町長から新たに建築する住宅については、仕様の変更で求めやすい価格を設定する方法ということで御答弁をいただきました。このことにつきましては支持したいと思いますが、別な方法で新たな子育て世代誘致政策を打ち出した中で、今一步、目新しい事業で誘致することをお勧めしたいと、このように思っております。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

川幡議員の再質問にお答えをいたします。確かにモデル住宅が売れてないということで、御指摘をいただいているところであります。しかしながら、これを見に来ていただいた、先ほどちょっと答弁させていただきました。今年度10戸、それを見てその周辺の宅地を購入していただいて、自分の思う建て方で10戸ほど町外から来ていただいております。あわせて今、残りの住宅販売数が663戸になっているところであります。目に見える数字が大幅に出ればいいんでしょうけども、これを見に来ていただいて、昨年からもそうなんです、うちの自分に合った、それぞれの家庭にあったところを見つけていただいて、来ていただいて、これも住宅展示場をやった効果があらわれている成果かなというふうに思っております。また、先ほど金利のお話もいただきました。当然住宅金融機構からも御支援をいただいて、かなり低利の、それも説明をさせていただきながら、御利用いただいているところであります。私としては皆さんも見えていただいて、ちょっと冬がどうなのかなと。メーカーさんが言うような暖かさがどう保たれるかなと。そんな私としては心配もありながら、この冬をどういうふうにしてあの住宅で暖かい環境で入れるのかなと。そんなこともありまして展示場は展示場として、逆に言うと販売されなくて、そうやって展示していただいて、冬を過ごしているのを見ていただいて、新たにまた考えていただければいいのかなと、私もそれから道の関係者も、当然川幡議員が言うように所得がそんなに高い世代が家を求めるっていうには、ちょっと高価な金額かなというようなことの反省も踏まえ、次年度以降はもう少し求めやすい方向で今検討させていただいているところであります。なんとかそういう方向でやっていける事業者が見つければいいのかなというふうに思っているところであります。展示場があるから、今も問い合わせやら来ていただいたりということが出ておりますので、来年の消費税の問題もありますし、住宅減税ローンの問題もあります。これらがうまく回転していただければ、あとそこまでに、いかに周知をして売るかということではないかと思っています。ですので、この展示場をいかに生かして宣伝をしながら、そして来ていただいて見ていただいて、少しでも販売につなげていきたいなど。そのために職員も含めて、いろんなところで今出向きながら、反応を見ながら、そして次年度以降のやり方も探っているところでありますので、御指摘は当然だと思っておりますので、それを踏まえながら少しでも来やすい環境にしていきたい。来ていただいた方に

については、それぞれ町の取り組みについては御理解をいただいている方がかなり多いものですから、これらを軸に今後も進めてまいりたいなというふうに思っております。

議長  
川幡議員  
(再々質問)

2番 川幡 宗宏議員。

再々質問いたしたいと思います。今回のきた住まいるヴィレッジの経過を見て思うことには、南幌町には働く場所が少ない。このような状況を理解していただきまして、札幌市近郊のベッドタウンという位置づけで住んでもらえるようにしなければ誘致は難しいと、このように考えております。過去にはですね、一気にふえた時には、民間住宅メーカーの建売住宅が他の地域を賄うぐらいの低価格で土地付住宅を取得できたことで、若い世代を中心に町に転入してきました。だがその時には、住宅ローンのステップ償還により、返済金のローンの支払いが厳しくなりまして、せつかく手にした住宅を手放し町から出て行った人がたくさんいらっしゃいます。今回は同じ轍を踏むことのないよう対応していかなければならないと、このように思っております。このことからですね、土地代込み2,000万円、ローン返済の負担が軽くなるような返済計画を設定することで、南幌町に住んでみようと思われる地域になると、このように思っております。今回の3,000万円を超える住宅は機能的にすばらしい住宅なんですが、一生住み続けるためには、金額的に非常に厳しいと思います。

そのことともう1点ですね、南幌町に隣接する江別市や北広島市、恵庭市などは、交通の便のよさがあります。特にJRが通っていることに、また働く場所があるということも大いに関係があると思います。そのようなマイナスの南幌ですけど、この負のイメージを払拭するためには、以前から私は一般質問で発信していますが、他の町より有利な生活の応援をすることだと、このように考えております。1カ月数万円応援するだけで誘致につながった事例が全国各地にたくさんあります。ぜひ新しい施策を持って、踏み出すことを進言したいと思います。町長の見解を伺いたいと思います。

それともう一つですね、2、3カ月前ですか。北広島市でボールパーク構想が出ております。多くの雇用が期待されるとともに、住宅の要望も期待されますけれども、夕張太の西団地もまだ残っている状況だと考えます。そのことと、南幌の今のみどり野の650戸ですか。そのこともまた視野に入れた中で、人口誘致を進めていただきたいと、このようにも考えておりますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

議長  
町長  
(再々答弁)

町長。

川幡議員の再々質問にお答えをいたします。確かに今のモデル住宅、非常に高いっていう御指摘もわからないわけではないです。ただ、それを見に来るっていうのが、普通の家ならなかなか見に来られないんですが、どういうものを、どういう状態のものを持っていうことで見に来ていただいております。売れてないということは、事業者の方は相当負担をしているところでもあります。町としては、相当負担はしてるわけではありませんけれども、それぞれの事業者はかなりの負担はし

ていただいているところであります。しかし、お客さんが切れなく、そうやって来ていただく方が見ていただいて、住宅を求めようとして  
いる方々がいるわけでありますので、私どもはそれを活用しながら先  
ほど言ったように、美園地区のまだまだ用地がございますので、子育て  
世帯を誘致しながら販売に努めていきたいなど。ですので、そこと  
あわせて次年度以降、川幡議員が言われるように、低価格の住宅も当然  
視野に入れながらやっていかなければならないのかなど。それぞれの  
思いで、通じる住宅をできるだけ多く見せることによって、私ども  
も販売につなげていきたいなど、そんなふうに思っているところで  
あります。また、近隣でいろんなところの企業さんが大きな工場を建て  
たり操業されております。そこにもお邪魔をしながら、30分以内の  
通勤圏でありますので、そんな実情もお話ししながら、ぜひ我が町で  
住んでいただく、そんなことも大事な要素かなど。当然隣で構想が決  
定されましたボールパークも同じだというふうに思っておりますの  
で、そこは怠らないで早く発信をしながら、今も当然発信をしている  
ところでありますが、同じような住宅団地はなるべくつくらないでほ  
しいというお話もさせていただいて、何とかそういう部分については  
うちで請け負えるぐらいの感覚を持ちながら、進めていきたいなとい  
うふうに思っております。

また、夕張太西団地は未造成で残しております。これは北海道住宅  
公社とのお話の中で、まずこちらのみどり野団地を早く売るというこ  
とを目標に置いておりますので、それで今のモデル住宅、あるいは来  
年以降の御支援をいただいております。町が先に夕張太西を造成する  
ってということには、やはりお互いの信頼関係を損なうことも当然考え  
られますので、理解を得ながら開発が進められれば一番いいと思っ  
ておりますが、まずはみどり野団地を早く売っていくって方向を見  
つけ出さない限りはなかなか難しいのかなというふうに思っており  
ます。

それから川幡議員がいつも言われるように、大きな政策を持って誘  
致をしなければ、誰も来ないよというお話を、毎回そういうお話をい  
ただいております。今回住宅助成200万円ってというのは、うちの財  
政規模からいっても最大限だと思っております。これにプラスいろんな  
政策の優遇の中で、少しでもそれと合わせて子育て世帯、あるいは一  
般の方が南幌で住宅を求めようような政策の中で、発信をしていき  
たいなど、そんなふうに思っておりますので、できる限りの精いっぱい  
やりながら、少しでも多くの方が来ていただくように努力をしてまい  
りたいと考えております。

議 長

以上で川幡 宗宏議員の一般質問を終わります。

佐藤議員

次に7番 佐藤 妙子議員。

本日は町長に2問の一般質問をさせていただきます。まず最初に、  
1番目、自主防災組織の推進について。9月6日未明に発生した北海  
道胆振東部地震は、最大震度7という北海道では最大規模の大きな災  
害でした。特に道内全域が大規模停電ブラックアウトに見舞われ、本  
町においても、かつて経験したことのない揺れと暗闇の中、不安を抱

えながら過ごされた住民も多く見受けられました。今回の震災経験を  
通し、住民同士で支え合う自主防災組織についての関心は、地域住民  
の間でも高まっています。しかし、具体的にどのように進めてよいの  
か戸惑っている方や組織もあるようです。今回の災害で不安を感じた  
住民に対して、町の対応だけでは限界があることも事実です。特に高  
齢者や障害者が、夜間や冬期間の災害であっても安全に避難するため、  
自主防災組織が体制を構築できるよう町で支援することが大切と考え  
ます。そこで町長に2点伺います。

- 1、自主防災組織に対する意識の向上をどのように図っていくのか。
- 2、自主防災組織のマニュアル作成の考えは。

議 長  
町 長

町長。

自主防災組織の推進についての御質問にお答えをします。このたび  
の北海道胆振東部地震については、本町においても震度5弱、また全  
町停電という、これまでに経験のない災害に見舞われ、震災直後から  
災害対策本部を設置し、各対応を行ったところです。1点目の御質問  
については、自主防災組織は他自治体において行政区・町内会を母体  
として設置している例が多くあります。大規模災害においては、町だ  
けでの対応には限界があることから、地域のつながりである行政区・  
町内会等での防災に関する研修、また防災フェスタや住民自治検討会  
を通じて、地域住民の自助・共助など、一人一人の防災意識の向上を  
図り、地域での安否確認体制の構築に優先的に取り組み、その先に自  
主防災組織の設立があるものと考えます。

2点目の御質問については、まずは住民の防災意識の向上と考えて  
おり、その先にある自主防災組織の設立にあたっては、消防庁の自主  
防災組織の手引や、今年度策定する避難所運営マニュアルなどの活用  
により対応できることから、独自のマニュアルを作成する考えはあり  
ません。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

ただいま御答弁いただきました。平成28年4月の調査ですが、全  
国にある自主防災組織というのは1,741市町村ある中で1,67  
4自主防災があります。自主防災っていうのは、常々町長も言われて  
いるように自主的に行うものとして、ということは了解しております。  
決して強制するものではないということも了解しております。本町で  
も行政区長会や講演会、また出前講座などで呼びかけているというこ  
とでしたけれども、でもこれまではなかなか設立にまでは至らなかつ  
たわけでございます。今回の災害で多くの住民が地震の恐怖と想定外  
の長時間停電を体験したことで、電気や水、防災無線の重要さを、と  
もに地域で支え合う自主防災の必要性も、これまで以上に感じている  
方は多いと思います。このように住民の機運が高まっている今だから  
こそ、自主防災組織の必要性があるのではと考えております。しかし  
何をどうして、誰が進めていかなど具体的なことを最初から自分た  
ちで考えましようと言われても、なかなかハードルが高いと思うんで  
すね。それで、やはりその進める人材がいなければ、声掛けで終わっ  
てしまうと思います。そこで、まず今まで南幌の消防団のOBとか、

消防職員の退職者などの、防災知識をきちっと持っている方が集まっていたら、その自主防災を設立しやすい体制を図るための協議体などを町がつくってはいかがかなと思います。大きな働きかけにつながるものと感じております。また一番取り組みやすいところとしては、行政区などの総会の後に、それぞれの地域担当制の職員の方がいらっしゃいますので、その方たちにぜひ自主防災のあり方や必要性なども訴えていかれるということも必要ではないかなと思っております。

それと2番目のマニュアルなんですけれども、この消防庁の自主防災組織の手引っていうのがあるんですけれども、私もホームページで読ませていただきましたけれども、95ページあるんです。本当に読み込むには大変だと思います。それでよしとするって考えはどうかかなと私は思っております。やっぱり読んでいただけるものにしなければ、我が町に合ったものにしなければ意味がないと思うんですよね。それで、南幌町で想定される災害に対しては、地域ごとに随分活動内容が違うなということを感じました。というのは、やっぱりコミュニティがしっかりした農家地区ってというのは、事実上の自主防災はきちっとできております。成り立っております。そういうところも多いです。ですけれども、高齢者を多く抱える公営住宅、また商業地区っていうところと町外勤務者が多い住宅団地の地区では、またそれぞれに違うわけですね。そういう部分でも、やはりどなたが読んでわかりやすく、自主防災をつくってみたいなって思うような、そういうマニュアルを町でつくることが大事だと思うのですが、町長いかがお考えでしょうか。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

佐藤議員の再質問にお答えをいたします。自主防災組織という部分で、マニュアル先ほどお話しさせていただきました、当然それがもとにならないとできないものですから、それを町に合わせて当然やっていきますし、地域でつくる時にはそれをもとにして説明をさせていただくということでもあります。また町内会長さん、あるいは行政区長さんがメンバーであります自治検討会でそういう話もさせていただいております。何はともあれ、やはり地域の方々がそういうふうになっていかなければ、幾ら笛吹いても、できなければ、今回の反省、全国の反省、いろいろ災害ありますけど組織はあるけれども機能したってというのはほとんどない。そういうお話もいただいて、それはつくるだけつくっただけじゃやっぱりだめなんです。やっぱり機運が来る、こういう災害が起きて初めて地域の人たちが、皆さんみずから考えてやっていかなければなりませんし、安否確認等々、高齢者と障害者は、町のほうでそれは押さえて確認をさせていただいておりますから、その辺については心配ないんですが、それに近い高齢者、それは地域の方々がやはり同じ仲間であります、地域のそういう人たちがそういう機運を持って、組織をつくっていただく、あるいは組織がなくても、そういう機能を果たしていただければ私はいいのかなと。ある町でマスコミが出ていたと思いますが、短時間でかなりの方の安否確認をした町もあります。それは自主防災組織関係なしでもできているわけであり

ます。ですので、やはりそういう機運を持っていただく、そしてそれぞれの地域のリーダーも同じ考えを持っていただくことが大事かなというふうに思っております。それぞれ今御提案もいただいたOBの使い方も当然あるんですが、まずは地域の方が皆さんがそういう機運になれば、幾ら笛吹いてもついて来なければだめだし、当然そういう組織であれば、そういう防災組織のそれぞれの考え方、町の考え方を持ちながら、お互いコミュニケーションをとりながら、当然、地域担当職員もおりますから、いろんな話もできるかなと。今、各総会等々これから始まりますので、できるだけ地域担当職員を呼んでいただいて、そんな話ができればいいなど。これは、こちらからやらせてくださいという強制のものではありません。あくまでもそういう機運がそれぞれの町内会や行政区で持っていただいて、今回は特に災害のあった年でありますから、皆さんがそういう気持ちになってるのであれば、そういう会合を持っていただければ、私はもっともっと組織があるなしにかかわらず、意識が高まって地域が、皆さんが顔の見える町内会になるのではないかなと、そんな思いをしておりますので、御提案をいただいたことも含めながら、やはり私どもは根強くそういう活動をしていかなければならないのかなというふうに思っているところであります。

議長  
佐藤議員  
(再々質問)

7番 佐藤 妙子議員。

私もつくればいいという、そういうものではないと本当にそのように思っております。機能が生かされて初めて生きてくるものだと思っております。ぜひ町でもそのことを考えて推進していただきたいと思うんですけれども、町長は常々、南幌町は山もなく海もない、地震には比較的守られた地域、経験上水害が一番心配ですというお答えを多くいただいたと記憶しております。今回経験したことのない地震や停電が起きて初めて防災無線に助けられたというお声も聞いております。地震当日ですね、私も家で1人でいて近くに人のいない恐怖というものを初めて体験いたしました。今後、夕方親が帰らない時間帯の災害であれば、お子さんたちはどれだけ不安かと思えます。今は想定外という、そういう言葉は使えないくらいの災害が頻発しております。今回の地震の後、10月に開催された住民自治検討会では、それぞれの地区に分かれて災害における地域での取り組みについて話し合われました。皆さんどこの地域でも災害の時の支え合いは、本当に重要だという声が多くありました。特に私が感じたのは、避難所にたどり着けない人をどうするのか、一緒に連れていくのか。もしくは違う手段を地域で考えるなど、地域でできることは多くあるのでは、という質問もありました。以前の私の一般質問で指定避難所まで移動が大変な方は、町内会館を避難所として考えてはとの質問に、町長はそれぞれの会館に耐震や避難所に適さないところもあって難しいと言っておられました。自主防災組織で考えた場合には、安全な町内会はとりあえず、臨時避難所として使用するということが可能ではないかと、そのように考えるんですけれども、町長のお考えはいかがでしょうか。

議長

町長。

町 長  
(再々答弁)

佐藤議員の再々質問にお答えをいたします。今回、皆さんもおわかりいただいたと思うんですが、うちは二次災害が地震の場合なかった、ほとんどない。今後何が起きるかわからないので、絶対ないとは言えませんが、そういう地理的条件があります。私どもは震災の東日本等々で起きた、そこの人たちのお話も聞かさせていただいているということでもあります。ですので、地震のときにどうあるべきかっていうのはやはり地域の方々が考えるんですが、まず平らだっただけということと二次災害がないっていう、急激に急いで動くことが本当にいいかどうかで私の中でちょっとあります。後ほどの質問もございますけれども、橋梁等々もたくさんあります。避難経路もつくってありますけれども、通常のものであれば、うちの町は碁盤の目でありますから、どこからもいける、そういう避難所を指定させていただいています。そしてそこは耐震もきちっと今の制度にのっとって問題ないということで、それぞれ指定をさせていただいているところでもあります。またコミュニティセンター等々、これはなかなか古いものもたくさんありますから、耐震には該当にならないものもあります。しかしながら、今申し上げたように何が起きるかわからない状況でありますから、今後は検討課題にはなるかなというふうに思っているところであります。地震の場合は、木造は以外と強いですよ。2階建て以下の木造って意外と震度7でもほとんど、古いのは別として、最近建っているここ30年ぐらいの木造住宅っていうのは、東日本でもほとんど壊れてない。ただそれをうのみにしていいわけではありません。ですので、いろんなことを我々も考えながら、住民の安全は図っていかねばなりませんので、それは当然頭に置きながら、その都度いい部分をしていきたいと思っておりますし、全町的に皆がその意識を持っていれば、今回みたいな人的被害はないのかなと、そんな思いでありますので、それぞれある時には住民の皆さん、町民の皆さんに災害に対する、やはり恐怖になっちゃったらまた困るので、自分なりに対策はできるものをお願いしようと、そういうお話しは今後とも続けていかなければならないなど、そんなふうに考えております。

議 長  
佐藤議員

7番 佐藤 妙子議員。

次に移ります。二番目、賃貸住宅に入居する若年世帯への支援を。子育て世帯及び若年世帯の定住が望まれている中で、子供とともに安心して生活できる住環境整備が必要とされています。そのため現在、本町では子育て世代に対する住宅建築費助成事業の支援に取り組んでいます。しかし、これから結婚を考えている方や新婚生活をスタートした方、また子育て世帯で賃貸住宅に居住を希望している方も少なくありません。このような状況から、住宅建築費助成事業の対象者と同様に、賃貸住宅世帯にも支援策が必要と考えます。平成30年6月現在、本町の賃貸アパートの入居状況は189戸のうち175戸が入居し、93%の入居率になっています。賃貸住宅を希望しても空室が不足しているため、近郊の町に住む傾向が見受けられます。また、道営住宅や浴室設備が整っている町営住宅は空室が少ない状況です。最近では、賃貸住宅が不足している地域では、建設事業者や個人オーナー

に自治体が建築補助金制度を設けて建設してもらい、定住増加を図っている事例もあります。平成29年度策定された南幌町住生活基本計画では「子育て・若年世帯に対し賃貸補助を調査し、入居者負担を軽減することにより安定した居住環境を提供し定住促進を図るため、子育て及び若年世帯における民間賃貸住宅への支援の検討を推進します」とあります。今後は、民間事業者との連携も視野に入れた需要の拡大も図るべきと考えます。そこで町長に2点伺います。

1、若者世帯への賃貸住宅家賃助成の導入について、検討結果と今後の展開は。

2、建築事業者に対する賃貸住宅建築費を補助する考えは。

議 長  
町 長

町長。

賃貸住宅に入居する若年世帯への支援を、の御質問にお答えします。町では子育て及び若年世帯への定住促進を支えるため、まち・ひと・しごと創生総合戦略や第6期総合計画、南幌町住生活基本計画における住宅施策に取り組んでいます。1点目の御質問については、南幌町住生活基本計画策定時に、子育て・若年世帯で民間賃貸住宅に入居する世帯に対し、家賃補助を行い、定住促進を図ることを検討しましたが、平成28年度より南幌町子育て世代住宅建築助成事業を進めていることから、本事業における事業効果を把握し、賃貸住宅に対する居住希望者等について調査を行い、今後も引き続き検討してまいります。

2点目の御質問については、現在町内には民間、公的賃貸住宅として17棟197戸の民間賃貸アパートと、108戸の町公営住宅及び60戸の道公営住宅があり、11月30日現在では、民間賃貸アパート36戸、町公営住宅5戸の合計41戸の空き室があります。また、新たな賃貸住宅の建設も進められており、賃貸住宅が不足している状況ではないことから、建築事業者に対する補助の考えはありません。

議 長  
佐藤議員  
(再質問)

7番 佐藤 妙子議員。

今ですね、本町が人口増加を考えると、この町にどのように住んでいただくのかということ考えたときに家を建てるか賃貸か、先ほどの議員もおっしゃられてましたけれども、分譲住宅地はたくさんあるんです。住まいるヴィレッジも今やっておりますし、こちらはどんどん建てていただきたいと思っております。しかし、家を借りるとなると物件が足りないと思います。では、公営住宅となると、本町では168戸あります。そのうち町が管理しているのは108戸です。ちなみに長沼は343戸、栗山は595戸、由仁は313戸の保有数です。明らかに本町は少ないのが現状ですけれども、しかし平成38年度までは公営住宅の長寿命化計画のもと、建設予定は今のところは立っておりません。現在も町営住宅は5棟ほどずっとあいております。見学には来ていただくようですけれども、個人で風呂などの給湯施設を設置すると聞くと、あきらめて帰る方もいらっしゃるようでございます。そうすると民間の賃貸住宅を探すしかなく、なければ町外に住むようになってしまいます。先ほどのお答えに今は不足していないというお話でしたけれども、空き家はあっても、入居できない状況の部屋もあるそうです。補修とか修繕をこれからしなくてはいけないとい

うことで、そういうところも聞いております。それで、以前にもお話ししたんですけれども、工業団地の就業者の中で、町内に住んでいるのは16%なんです。あと84%の方は町外に住んでいらっしゃいます。その方たちを呼び込むためにも賃貸住宅の確保と支援の手当を考えていかなければ人はふえないと思います。以前、町長は地元で働くところがないと人口はふえないということをお聞きしたことがあります。それも一つの理由でしょうけれども、働くところがあっても外に行かれてしまっただけでは、人口増加につながらないと思います。今の若い人というのは、これからの社会情勢を踏まえて、家を建てるにはまだ早い、これからだと考えている人もいます。また先ほどの話のように、家は欲しいけれども、なかなか手が出ないという、また反対に賃貸でもいいから、このすばらしい南幌町で子育てをしたいという、そういう方たちもいらっしゃいます。そういう方たちの応援をする必要性は、本町ではあると思っております。確かに財政面では大変だと思います。先ほどの町長のお話を聞いて確かに大変なんですけれども、ほかの町から見ると公営住宅の戸数もうちは極めて少ない戸数だと思います。その分、本町の維持費も少なく済んでいるのではないかなと考えられるんですね。それで家賃補助は年齢制限とか収入基準とか、また支給年数もうちの町でできる範囲で考えていただければよいと思っております。そして建設費補助なんですけれども、これは空き室は不足しないという先ほどの御答弁でしたけれども、先ほど言いましたけれども、現在本町では子育て住宅支援で補助金制度があります。それを賃貸住宅でも適用等考えることもできるのではないのでしょうか。アパート1棟で何家族分の人口がふえるわけでございますから、そういう考えもありではないかなと、そのように思っております。実際に道内では、喜茂別町・夕張市・月形町・池田町でもこの事業を始めております。先日の新聞なんですけれども、夕張市では5年間で15棟98戸の建設をして、おおむね満室ということでございました。聞きましたところ、建て主さんは市内・市外の建設事業者、またはほかに夕張市の市役所や農協職員を退職された方が個人オーナーとなって、建設されてるということもお聞きいたしました。ここは建設費を補助するかわりに、家賃を4万円以下にしてくださいというそういう条件でございました。もう一つなんですけれども、上砂川町にもお聞きしました。ここはもともと炭鉱町ということで、公営住宅が980戸もあるんですけれども、昔の炭鉱住宅なので、なかなか今の若い方が好まないということで、皆さん近くの町に移り住んでしまうということでありました。そこで平成29年と30年、この2年間だけの限定予算っていうことをつけて、これまでに2棟が建って16件がすぐ埋まったそうです。建て主さんにはもちろん低賃金でお願いしてもらって、そのの上砂川町では月5,000円の家賃補助をしているという話でした。必ずしもほかの町のやり方がいいとは考えませんが、本町でできることの最大限を考えていただきたいと思います。そういう部分では、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

議 長 町長。

町 長  
(再答弁)

佐藤委員の再質問にお答えをいたします。それぞれお話がございましたけれども、町営住宅につきましては、それぞれ長寿命化計画に基づいて改修作業を進めさせていただいて、一遍に全部ができるわけがありませんので、順次直せるものは直していくという考えのもとで、今取り進めさせていただいておりますので、若干不便をかけていることもあろうかと思いますが、なかなか一遍にできないということもあって、そういう不便ももう少し我慢をしていただくかなというふうに思っております。佐藤議員も言われたように、それぞれの町、それぞれの考え方がございますので、すばらしいまちづくりをやってる方もおられます。それは全部背景が違いますよね。だから、できるものとできないものは、私はそれぞれの町にあると思います。うちは子育て世代を誘致しようと、議会の皆さんの議決もいただいて、今事業を進めさせていただいているところであります。5年計画を持って今進めているところでありますので、当然その計画の終わり年、あるいは総合計画の後期等々で新たな事業展開をやっていかなければならないというのであれば、それは当然考えていかなければなりません。後ほどの御質問もありますけれども、議員の皆さんも御承知のような、うちの懐具合です。今年の不作によって来年の税収も相当落ちる覚悟をしなければならぬ。そんな状況を踏まえておりますから、相当慎重に事を進めていかなければ、1年やって、はいやめたってという話にならないと思います。少なくとも新たな事業展開をするのは5年計画を持ちながら、順調に推移してるか、あるいはしてないのかという検証もしながら、当然やっていかなければならないというふうに思っております。ですので思いは非常にわかります。うちも検討させていただいて、その中で一番いいなっていうことで、住宅建築助成をさせていただきました。それはどこの町でやろうか、やらないか、それは違う。我が町でできるものをやらせていただいたということでもありますので、それを中心にした結果、それが当初の年度にいったときに、新たな考えですのか。新たな政策に振りかえるのか、当然やっていかなければならないことだと、これは確かに希望もあるからすぐやれっていう声もあると思いますが、うちの中の考えでいきますと、一つの事業を見て、そして新たな事業展開をしていくのが、将来に、次の世代に負担増にならないように、当然頭に置いていかなければならないのかなというふうに思ってますから、そこに厳しさが増しているというふうに私は認識しております。ですので、政策は吟味しながら皆さんと相談をしながら、やっていかなければ。今までやってるのは、全部ずっとこれからやれるかって言ったらそういう状況にはないと思います。それにプラス新しいものと考えますと、何がいいのかっていうことはこれから皆さんとまた考えを共通にしながら、町民のために一番いい方法を探ってまいりたいなというふうに考えております。

議 長  
佐藤議員  
(再々質問)

佐藤 妙子議員。

ぜひ前向きな検討を続けていただきたいと思います。再々質問なんですけれども、町長は第6期総合計画の冒頭に「誰もが行ってみたい、住んでみたい、住み続けたいと思う魅力あるまちづくりを推進します」

とありました。建ててもいいし、借りてもいいし、の町になるように  
推し進めていただきたいと思います。それで先ほどの議員のお話とも  
ちょっと重複するかもしれないんですけども、お隣の市ではボール  
パーク構想建設が決定いたしました。夢に向かって盛り上がっており  
ます。パーク内には今後多くの複合施設もできると思いますし、若い  
方の雇用も大幅に拡大すると考えます。特にボールパークができる地  
域と隣接しているこの夕張太地域に賃貸住宅がふえることは、若者世  
帯に多く住んでいただける起爆剤にもなります。地域の活性化も図れ  
ると思いますので、2023年開業ということでもありますので、ゆっ  
くりはしていただけないと思いますが、夢のあるふるさとづくりをテ  
ーマに掲げる町長はどのようにお考えでしょうか。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

佐藤議員の再々質問にお答えをさせていただきます。先ほども夕張  
太の関係についてはお話したとおりであります。しかし、よその町  
でいろんな活動があるわけですから、それをいかに私どもが活用でき  
るか。そのことも踏まえながら、黙って指をくわえて見ているって  
いうことにはならないと思います。そのための施策をどうしていくか。  
賃貸住宅のお話もありました。企業が社員寮を建てていただくのには  
いい場所かなど、私はそんなふうに思っております。そういう接触も  
含めて、何でも町がやるんじゃないなくて、いろんな方々の応援をいた  
だいて、私はやるべきではないかなど。それが我が町の知名度向上にも  
つながるし、そういう姿勢で今後もいろんな方のお世話になりながら、  
そしてこの地域がよりよくなることを、行政だけでなく民間の力も  
借りながら進められれば、いい地域になるのではないかなど。それが  
第6期の総合計画で掲げてる部分にも当然なっていくますから、その  
ことも含めて積極的に行動はしてまいりたいなというふうに思いま  
す。

議 長

以上で佐藤 妙子議員の一般質問を終わります。

ここで、10時55分まで休憩をいたしたいと思います。

(午前10時40分)

(午前10時55分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に10番 熊木 恵子議員。

熊木議員

町長に2問の質問を行います。まず1番目、非正規職員の処遇改善  
を。本町の臨時・嘱託職員は、役場や町立病院等で合計39名となっ  
ています。特に嘱託職員については、正規職員とほぼ同じ業務に就い  
ている事例が多く、住民の命と暮らしを支える恒常的な業務は、地方  
公務員法の原則どおり正規職員にしていくべきだと考えます。202  
0年度から導入される地方自治体の非正規職員に関する新制度の会計  
年度任用職員では、処遇改善がなされると聞いています。昨年3月閣  
議決定された、地方公務員法と地方自治法の改正案は、自治体で働く  
非正規公務員の採用の根拠をはっきりさせ、期末手当を支払うように  
することが明記されました。こうした背景には、身分が不安定で官製  
ワーキングプアとも指摘される非正規公務員の処遇改善が狙いとされ

ていますが、政府が進める同一労働同一賃金はなかなか実現していません。本町においても、臨時・嘱託職員の処遇改善が図られることにより、働く意欲がさらに向上されることになると思います。また、納税や地域での購買など地域活性化に大きく結びつくことにもつながるのではないかと考えます。そこで次の2点について町長に伺います。

1、賃金格差や処遇についてどのような改善を検討しているのか。

2、2020年度から導入される制度を待たずに、看護助手や看護補助者など長年勤務している場合の賃金体系の見直しや、専門職である嘱託職員の待遇を改善すべきでは。

議 長  
町 長

町長。

非正規職員の処遇改善を、の御質問にお答えします。1点目の御質問については、平成29年5月に公布された地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、一般職の会計年度任用職員制度が創設され、臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件の確保について、統一的な扱いが定められたところです。その中で、給付に関しては新地方公務員法に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、また服務に関する規定の適用や、勤務時間及び休暇、社会保険等についても適切に取り扱うことが求められていることから、制度に沿った任用条件の整備を行います。

2点目の御質問については、平成32年4月からの統一的な制度移行に向け、現在、臨時・非常勤職員等の実態の把握、任用根拠の明確化・適正化、例規整備等について準備を進めており、法施行日にあわせ会計年度任用職員制度への移行を行ってまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問を行います。ただいま町長のほうから答弁いただきまして、平成32年4月からの制度移行に向けて準備を進めているっていうことでした。この質問は国会の中でも、委員会とかで昨年からも審議されていて、本年も2月とかに国会の中の総務委員会の中でも審議されています。その中では、やはり非正規職員ってというのが、民間も含めて今本当に働く労働者の大半っていうか、本当に数多くが非正規労働者っていうことで、生活がやっぱり厳しい。それから、身分保障がしっかりしていないということとかで、大変な大きな問題になっています。そういうことを受けて、遅いとは思いますが、やっとその公務員の処遇改善ということに手がついたと思います。そこで、質問の中でも述べていますけれども、本町の場合、いろいろこう教えていただきまして、先ほど合わせて39名が臨時・嘱託雇用っていうことでした。そういう中で、各所属課によっては人数とかそういういろいろありますけれども、どの方もどの採用であっても、やはり住民の前では一職員として、いろんなこう業務に携わっていると思います。本町の場合は保育所は民間にはなったんですけども、私も保育園で働いた経験がありますけれども、保育園だけではなくて、やはり住民の前に立った時に、本当にこう責任を持って業務に当たるっていうところでは、やはり同じような身分保障がされるべきだっということ、しっかりそういうことが求められていると思います。先ほどからやっ

ぱり町の財政が厳しいということがいろんな箇所で言われているんですけども、そういう中でもこの制度ができることによって、今よりももっとこう救っていくっていうか、そういうことが必要だと思えます。そこで具体的に伺うんですけども、今現在嘱託職員は9名となっています。臨時雇用については、いろいろこうその都度、国からのいろいろこう法の改定とかで臨時に採用するってことがあるので、その身分っていうところはそういうような採用の仕方もやむを得ない部分はあるのかなと思いつながら、嘱託職員では本当に例えば栄養士さんであれば、住民の健康、いろんな福祉の面とかでも親身になって住民の相談を受けたり、栄養指導したりってことでは、精いっぱい働いていると思えます。それからアドバイザーであるとかスポーツ指導員であるとか、そういう方々もやっぱり町民のいろんなこう相談に応じながら、親身にやってるっていうところでは、やはりその処遇を早くに改善するってことが必要ではないかなと思えます。そこのところが今検討をして、32年4月からっていうことなんですけれども、私はやっぱり順番に改善していく、そういうところで早く手をつけるっていうことが必要ではないかと思えます。何よりも、例えば若い職員であれば働く意欲、そしてその研究したりいろんなことで力を注いでいるっていうこと、そういうことを考えると、やはりそういう意欲をさらに増すような形で、認めるっていうところが必要かと思うので、そこは今現在検討するっていう意向に向かっていくってことなんですけれども、前倒しで何かできることはないのか、それをまず1点確認したいと思えます。

それから町立病院でも18名、看護師、准看護師、看護補助者、看護助手、たくさんの方が働いています。私以前、勉強会とかフォーラムとかの中で、道東のある町の町長さんとお話をしました。その町長さんは、自分の町のやっぱり職員も臨時雇用がいます。けども、順番に臨時から正職員に採用していくっていうことで、そういう方針を立てて実践しているっていうことでした。やっぱりそうあるべきではないかなと思うんですけども、具体的には、例えば町立病院の場合、看護助手さんとかは年数も何年かって経験を積まれて、長くなっている方もいるのではないかなと思うんですけども、そういう場合の雇用形態とかそれはどうなっているのか、その2点伺います。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

熊木議員の再質問にお答えをいたします。先ほど答弁申し上げましたけども、職務給の原則だとか、服務に関する規定の適用、これがありますから、法をきちっと整備していかないと、途中でやっちゃうと疎かになって後でいろいろ問題が出て非常に困ることが出る可能性が非常に高いと私は思っています。だから、きちっと整備をして任用制度をちゃんとしていかなければ、後でいろいろ問題出てから直すって話にはなりませんので、やはり職員としての職務規定はちゃんとありますから、これも自覚をしていただくお話もさせていただかなければ、すぐに、はいそうですかって一部でもやれっていう話には多分ならないと思えます。きちっと全部両方ちゃんと整備をして、そういう

人方にお話をして理解をしてもらって、初めて私は始まるものというふうに思っています。ですから病院も同じだと思います。いろんな資格の問題もありますから、簡単に、はいそうですかっていうことにはならないと思います。ただ詳しくは私わかりませんからあれですけども、とりあえずまずきちっと法に基づいた町としての整備をきちっとして、そういう人々の職場ですから、きちっと理解をして新たにまた働いていただくというのが大事ではないかなというふうに思っておりますので、国のほうも、ですからきちっと整備するというところで施行期間までちょっと置いていただいていると、私はそんなふうに理解をさせていただいてるんですが、32年4月からそれに基づいてやるということでもありますので、町としても遅れないようにきちっとお互い意思が疎通して、同じ職場でまた働いていただけるような環境整備はしていきたいというふうに考えております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

町長は今遅れないように環境整備をするっていうことでした。国会の総務委員会の中での議員の質問に対して、その時は野田総務大臣だったんですけども、その制度を進めるために、いろいろこうアンケートなりその聞き取りをしながら、今置かれている職員の身分とか、それからどういうような雇用形態を望んでいるのかとか、いろんなことが検討されているってことでした。今、町長のほうからは簡単に、はいそうですかってやっっては、いろいろ後でいろんなことも起きるってというような懸念もされるっていうことでしたが、例えば今いる嘱託職員とか、制度の今いろいろつくっていくっていう中で、どのように働いてもらっているのかとか、その希望だとかそういうことは、今後その制度に向けて聞いていって調査をして、それをやっていくっていうふうにお考えなのか。

それから、先ほど町立病院のこともお話をしたんですけども、雇用期間というか公務員の場合は、ずっと何年もそのまま継続でっていうふうにはならないと思います。一年ずつとか何カ月っていう形でいろいろあると思いますし、各地域の判例とかそういうのを見ると、例えば7時間45分っていうところを6時間45分にして、それを12カ月間にならないようにっていう形でやりながらしているってことで、やっぱり裁判に訴えて勝利したところとそうではなかったところとかっていう、そういういろんなことがあって、なかなかまた民間とは違った雇用の形っていうことで、今町長もおっしゃったように、服務に関する規程だとかそのいろんなことがあるっていうことなので、それは十分理解するんですけども、例えばその町立病院にかかっている、やはり働いている人方の職種、その仕事の内容にもよりますが、やはり患者さんとかの入浴介助とかいろんな形で正職員と同じようにっていうか、その業務の分担をしながら、やはり腰に負担をかけながらいろいろっていうような形の仕事をしている方が多いように思うんですね。そういう時に、どのような形で、例えば昇給制度とか、その辺がどういう形になっていて、具体的には何年か働きながらやっぱり技術も身につけて、その技術がやっぱりその患者さんにとて

もいい方向に向かっていると思うので、そういうところを町としてはやはり尊重するっていうか、そういうところを尊重しながら、そういう配慮をしていくっていうことはやられているのかどうか。やられてると思うんですけども、あと担当課長にお聞きした時に、最低賃金以上の保証はしているってことをおっしゃっていたので、それは間違いないかと思うんですけども、そこも1点確認させていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。今現在も法にちゃんと照らしながら、間違いのないように進めさせていただいてるので、最低賃金もちゃんと守りながらやっているところでありますから、おそらくこの制度、働いている方にもきちっと理解していただかないと、トラブルの原因になると思いますので、そこをきちっとしながら、32年4月に向けていきたいなど。やはり働いている方もどういうふうに変わるんだっていうことも当然不安の問題が出てくると、いいことばかりではないですから。やはり制度をきちっと理解して、お互い雇用の場となっただけでなければ、困るのは患者さんなり町民でありますので、あくまでもそういう制度に基づいて、町の中で働いていただくと、そういう自覚を持っていただかなければなりません。これまでと同じだと思いますが、制度が変わって少しいろんなところが変わってくるので、働いている方にも、そういうふうを理解していただくというのが一番私は肝心ではないかなと、後ほどのトラブルにならないように進めていきたいなというふう考えております。

議 長  
熊木議員

10番 熊木恵子議員。

アンケートなり何かその辺のことがちょっとお答えがなかったと思いますけども、今進めているということなので、しっかり進めていただきたいと思います。

2問目に移ります。地域おこし協力隊員を増員する考えは、町長に伺います。今年度から新規に始めた地域おこし協力隊設置事業は、観光振興の充実強化を図るため、地域おこし協力隊制度を活用し、観光情報の収集発信や観光資源の利活用方法など、新たな視点でみずから活動するとしています。本町では観光掘りおこし隊員として10月から産業振興課に在籍し、本町に移住して暮らしを体験しながら町の魅力を発掘し、写真共有アプリInstagramで発信しています。新しい感覚で本町の魅力を発信する写真に、普段住み慣れた町のよさを私は再認識していますし、今後の活動にも大きく期待しています。一方、近隣の自治体では既に地域おこし協力隊員制度を活用して、観光や農業など地域の活性化のために、アイデアを生かした取り組みが進められています。そこで、次年度は各課の要望などを取り入れ隊員をふやし、活動の活性化を図る必要があると考えます。さらに、近隣4町の連携で意見交換会などを企画し、新しい視点を取り入れたまちづくりに取り組んでいくことが本町の発展に大きく寄与すると考えますが、次年度の募集や採用について、町長の考えを伺います。

議 長

町長。

町 長

地域おこし協力隊員を増員する考えは、の御質問にお答えします。本町では、10月1日に初めて地域おこし協力隊制度の活用により、観光に特化した活動を行う観光掘りおこし隊員を採用しました。Instagramによる風景や飲食店の紹介など町の魅力や観光情報の発信を行いながら、町内のイベント等に積極的に参加して、町民との交流も深めています。また、南空知4町広域連携による観光事業や他地域の協力隊員との交流、情報交換を含めた各種研修会への参加を通じ、みずからのスキルアップを目指しています。このように地域おこし協力隊員を受け入れることで、新たな視点や感覚による地域の活性化が図られ、また隊員にとっても、みずからの能力を生かした活動や暮らしの実現、生きがいの発見などが期待できると考えます。新たな隊員の募集や採用については、地域おこし協力隊制度の目的の一つである定住・定着を見据えた上で、地域においてどのような分野で活動するのかを明確にする必要があり、受け入れ後の活動の充実に向けたサポート体制のあり方とあわせて検討してまいります。

議 長  
熊木議員  
(再質問)

10番 熊木 恵子議員。

再質問いたします。地域おこし協力隊員、この募集については私2回ほど一般質問して、なかなかその時はニーズがないって、うちの町にはなかなか合わないっていうような御答弁をいただき、なかなか実現しませんでした。ことしの予算で初めてこれが募集という形になって、担当課がなかなか決まらなくて、すごく御苦労されたと思います。私も提案してそれが予算になった時に、本当に決まらなかったらどうしようっていう思いも自分では持っていました。しかし10月1日からってということで今、女性が1人赴任して、今産業振興課に在籍しながらいろいろ活動しています。先日の決まったっていう時の全員協議会の中で、担当課長のほうから話されて、採用の決め手になったのは何かっていうところで、面接の時に自分だから見つけられるまちの魅力をSNSなどで発信したいという意欲を語っていたそうです。それが今2カ月ちょっとですかね。そういう中でやっぱりいろいろこう今まで、仕事とかいろいろな生きてきた中での感性を入れたそのインスタ、私も前に北海道新聞に地域おこし協力隊のことが、こういう活動しているってことで記事に出ました。その時に、インスタを自分はやっていなかったの、どんなふうにかけるのかっていうところで、やっと開けるようになりました。そしたら本当に短い文章なんです。写真を紹介しながらその短い文章の中に本当にそういう感性を持っていなければ、そういうことは発信できないんじゃないかなと思うぐらいにいろいろな形で、さらに今は充実してきています。きのうのアプリの中では、北町で行われているシルバーのそういう会とかにもお邪魔して、そこの中でまたさらに自分も参加したことで、それを各地域でやっているの、ぜひ参加してみてくださいっていうような投げかけをしていたり、9日の日もぽろろで行われた絵本とか、そういうことも紹介したり、本当に内容が豊かだなと思っています。それをインスタをする人だけではなくて、もっともっと共有していく方法がないものかなって考えています。せっかくのそういう宝物っていうかね、私

はやっと決まって、本当にうちの町に合ったいい人が来てくれたなと思ってるんですけども、それをどのように、さらに町民にたくさん知ってもらうために発信していったらいいのかなっていうことを考えました。インターネットとか、ホームページとかそういうものをしない町民の方もたくさんいらっしゃいます。そういう方にとっては、例えばビューローだとか、町民とか町内外の人が集まるような場所に写真と文章を何かこう何回かずつ展示していく、そういうことで見てもらったり、あと町広報のところに地域おこし協力隊員のページみたいなのところをつくって、そういう中で発信していったらいいんじゃないかなと思います。ですから、そういう企画を立ててはどうかかなと思うので、それはちょっと意見を伺いたいと思います。

また先ほど4町連携でやっているっていうことなんですけども、皆さんも新聞とかで見たと思うんですが、隣の町でカフェバルでまちおこしってことで3回にわたって連載されました。その中ですごく感じたのは、町民とかその商店街の人と新しく来た方がすごくいろんな交流を持ちながら応援しているってことを感じます。それで私も実際に隣の町で旅行券とかのお願いに行った時に、その店の人がまた来たぞって言いながら、だけどすごく温かく迎え入れるんですよ。それでもうあの2人しょっちゅう来るんだって。大して用事がなくても来るんだけど、まあめんこいんだって言いながら店主は話しながら受け入れてるんですよ。そういうことがあって、やっぱりそういうカフェバルを開催するっていうふうになったかと思うんですよ。うちの町ではなかなかこうそういう形で、まだ今1人ですから、さっき提案したようにいろんなことをしながら、せっかく来ている人をもっともっと町民が理解していくってことが必要かと思うので、その辺は4町の連携も含めてどういう形でやっという形かとしているのか現在やっているのか。そういうこともちょっと伺いたいと思います。それから、先ほどは新たな隊員の募集や採用については、今後検討していくっていうことだったんですけども、今現在1名を受け入れた産業振興課、やっぱりそこがすごくいい前例となって、やっぱりその活動をほかの課もいろいろ見てると思うんですよ。それでやっぱり自分の課でもそういう形で受け入れて何をしてもらおうとかっていうことは、今後職員の中でもこう議論になるかと思うんですけども、そこをただ検討するっていうことだけではなくて、やはり本当に複数を受け入れていく、そしてそれが、南幌に来てくれた方が移住定住、そしてそこでこの町で定住して、例えば起業していく。この町にないものとかいろんな活動の中で知り得たことで、こういうことをやったら町はもっと発展するんじゃないかっていうアイデアとかを持っているかと思うので、その起業につなげていくってことが一番大事ではないかなと思います。だから、今1名で満足することではなくて、来年度はぜひそれを具体化するために、その検討の中身をもっと濃くしてほしいと思うんですけども、そこを町長に伺います。

議長 町長。

町 長  
(再答弁)

熊木議員の再質問にお答えをいたします。今まだ2カ月ほどでありますけれども、精力的に活動していただいている方でありますから、当然広域の4町だとか、あるいは全道である協力隊の会合だとかに出で情報交換をさせていただいて、そしてうちの町で何ができるか検討もいただいているところでありますので、それを見守りながらやっていきたいなと思いますが、私も前から熊木議員の質問に、協力隊がどうしてうちはないのかと。やっぱりニーズがないと、ずっと考えてはうちもいた、そういう課、先ほど熊木議員から言われたいろんな課があって、どうしてもこういうところが足りないの、こういうのが必要、あるいは町の中で、こういうものが必要だから協力隊にお願いできないかっていう声が上がらない限り、私どもは何もなしで隊員を採用するってことにはならない。まして制約がある地域でありますから、きちっとした目的を持ってやらないと、来ていただいた方にも迷惑かけますし、またいろんなところに迷惑をかけたら困ると。やっぱり張り切ってやっていただくというのが私は大事な部分でありまして、今回は観光に特化した部分で、こういうことを考えていただける隊員を募集したら、たまたま来ていただいたということでありますから、今後ともそういうことが出てきて、地域の方々も含めて、こういうところが町で足りない部分、違う人に協力してもらって、それが定住なりにつながっていけばいいのかなというふうに思ってますし、そういう部分を含めて今広報を上手に活用しながら掲載をしているところでありますから、まだ2カ月ですから詳しくは出てませんが、そういう隊員がいるということの周知はさせていただいて、施設等々については今後の検討課題かなと、まずは皆さんに周知をする手法として、広報が一番行ってるのかなというふうに思ってますので、そして1人で何でもできないという部分当然ありますから、そういうニーズがそれぞれの地域、あるいは役場の中でそれぞれの課でどうしてもこういう部分がもう少し足りないぞということであれば、それはそれに向けて整備をして、こういう目的を持って来ていただくことを探していきたいなと。そういうことも含めて、私もこれでいいとは思ってません。ただ、うちの町のニーズと隊員の方とうまくマッチングしていただくことが一番大事なので、もとの町が何を要求してるかきちっとできなければ、今回みたいに観光に特化してっていう、そういう部分があれば非常にいいのかなと。よその町は農業に特化してってかなり大金が入ってます。うちは農業の方々のニーズがあんまりないんですよ。それでなくても満たしている、自分たちで用意をされているということも含めていくと、非常にうちは先進的な農業者が多いということでありますから、それはそれで私はいいと思ってます。そのほかいろんな分野がありますから、そういう今やってる方々が活動している方々、あるいは経営している方々のニーズも踏まえながら、今後対応していきたいなというふうに考えております。

議 長  
熊木議員  
(再々質問)

10番 熊木 恵子議員。

そのニーズがないっていうところで、私も町長に何度か質問して、そういう答弁だったのと、うちの町がなかなかほかの地域と同じよう

に、地域おこし協力隊員を募集できるっていう条件にないってこともわかっていました。だけれども、だんだんそういう要件も緩和されて、受け入れやすいとか募集しやすくなったっていうふうに思います。そういう中で、そのニーズっていうのは、町民からそういうニーズがないっていうのは、わからないわけでは、その制度そのものがわからなかったりするんで、そういうことがあるかもしれないんですけども、私はやっぱり庁舎内でとか、若い職員を中心にやっぱりその町の活性化とか、そういうことをいろいろこう議論しているとお聞きします。それはやっぱり職員がすごく、いろんなこう若い職員も含めて、先輩の職員とかも町のことを考えながらいろいろこうやられているってことの成果だと思うんですよね。そういう中で、うちの課にも何かこういう形でやってもらえないかっていう議論がね、今後やっぱりどんどん進んでいけば、そういうことに協力隊員をもっとここにも入れてほしいとか、この分野では何をしてほしいということにつながっていくと思うんですよね。だから、本当に今回来た1名でもやはり今こういう形になっているので、これから議論する上ではすごく大事なことだと思いますので、そこはぜひやっていただきながら、来年度の予算の中にそこが入るような形でね、ぜひ検討してほしいなと思います。

それからいろいろ提案を先ほどさせていただきましたけれども、まだ2カ月だっていうことで地域おこし協力隊員が赴任しましたってことの記事が載りましたけれども、例えばインスタとか、道新の記事だとか、そういうのは皆さん、職員の方もきっと見られていると思うんですけども、やっぱりそれを見て、町長が本当にどのような感想を持ったのか、私なんかは初めから見たわけではなかったもので、まとめてずっと見ているんですけども、日増しにやっぱり町の中の様子が伝わってくる。そしてやっぱり誰でもが文書を書けると思わないんですよ。だから先日南幌中学校で行われたミニクラシックコンサート、それにも行って、そこの中では短い文章からちょっとこう長くなって、やっぱりその内容にも、それから子供たちのことにも触れながら、やっぱこういう企画をする南幌町のすばらしさってことも、そこの中では紹介してくれたっていうことで、町民としても本当に先ほど最初の質問で言いましたように、私自身がやっぱり町の魅力のところで知らないことに本当に気づかせてもらえたっていうことでは本当に感謝しています。だからそれを本当に多くの町民と共有したいと思うので、いろいろ先ほど提案したことの具体化と、それから今後に向けてっていうことで職員にぜひ喚起をしてもらいながらね、町長も発信してほしいなと思うので、そこちょっと答弁いただければと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

熊木議員の再々質問にお答えをいたします。私は言ってるように各課でいろいろ議論していただいております、早くから。それでどうしてそういう部分にしていくかっていうことで、それぞれの課で必要なものはもう早くから議論されていて、たまたま今回、産業振興課になったっていうだけの話で、議論が活発にしてないってわけではなくて、

まだ皆さん若い人は自分たちでやれるっていうそういう認識を持っておられますのでね、いろんな今、逆に言うと新しい方が来ていただいて、そういう発信をした時に、今まだ若い人を含めてうちの職員が思っていた分とどう変化したのか。それをした中でこういうものが足りないとかがあれば、当然私のほうに上がってくると思います。私はそれを期待しながら、今やってきた職員がよければそれ以上する必要はないですから。私はそうだと思っています。いる財産はあるわけでありまして。おおよそ100人の財産がいるわけでありまして。ですので、その人一人一人が一生懸命頑張れば、1人も3人も雇わなくても、私は十分かなと思います。ただ、先ほど言ったように、新たな部分が出てくると、これはまた別の問題でありますから、それは掘りおこし隊っていうか、今回は観光の掘りおこし隊、協力隊の中で掘り起こしていただくっていうそういう目的が出てくれば当然募集をしながら、新たな活性化に向けていきたいなというふうに思っています。ずっと議論は職員のほうはしていただいておりますので、その中でうちの町としてどうできるのか。

それから、いろいろインスタグラムでいろいろ投稿していただいております。感想はって言ったら、やっぱりねと。私の思ってるとおり、同じ方面持ってますから。うちのよさは私はかなり自信を持って発信、そういうよさがありますよと。ただ、いつも言ってるようにうちの職員含めて私も含めて、コマーシャルは下手だよって、その辺だと思います。だからそこを含めて、せっかく隊員でも、来ていただくのには活躍できる場、うちの職員と一緒にできる、そういうものがマッチングしていただいて、初めてすばらしい隊員になると思っておりますので、そういうものが要求されれば、また募集をして導入していきたいなと、そんなふうに思っておりますが、とりあえずは今のところ上がってきておりませんので、自分たちである程度できるのかなという思いは私は思っています、優しい気持ちになれば。厳しい気持ちになれば感じてないのかなっていうふうにはなりませんけれども、もう信じて、ずっと言ってますので、これは必要だったらいつでも言ってください。そういう部分で期待をしながら、そして新しい人が来ていただいて、新しい知恵を入れていただいて、どう職員がまた変化をしているか。それを見ながら考えていきたいなというふうに思っております。

議 長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

100人いる職員がその力がないとかそういうことを、全く言うてるわけではなくて、やっぱり今町長も最後におっしゃったんですけども、やっぱり新たな視点で町を見るっていう人がやっぱり絶対必要だと思うんですよね。だからそういう意味で、今職員の中からまだ出てきてないってことでしたけれども、やはり町長自身もさっきインスタを見てやっぱりなって言ったのは、私はちょっと、私の受けとめ方とはちょっと違うなと思うんですけども、そこのところやっぱり職員の皆さん、そのインスタばかりではないんですけどもね。やっぱり自分の課のこととかその町の将来とかを考えて、本当に活発に庁舎内で、その課のところとか、課をまたいでもやっぱり議論して、そう

いうものを積み上げてぜひ本当に提案してくれることを私も望んでいます。

議 長

以上で熊木 恵子議員の一般質問を終わります。

菅原議員

次に8番 菅原 文子議員。

町長に2問質問いたします。台風や地震への防災対策についてお伺いいたします。本町では9月5日、台風21号による強風で農作物や農業施設にも影響が見られ、加えて600本以上の木々が根元から倒れるなど甚大な被害を受けました。翌6日には、胆振地方中東部を震源とした地震が発生し、厚真町は最大震度7、本町では震度5弱の大きな揺れを感じました。この地震の影響により北海道全域で停電しブラックアウトとなり、加えて一部地域では断水も重なったことで、日常生活に支障を来す被害が生じました。町ではFacebookで、南幌町災害対策本部からのお知らせとしてライフラインや公共施設等の状況、防火などの情報提供を行うとともに、携帯電話充電場所の提供など住民に対して素早い対応をしたため、特に大きな問題も発生しませんでした。このような大きな地震を経験したことから、町長に3点伺います。

1、厚真町では、橋台のずれや道路の陥没などのため通行ができなくなり、救助車や大型車両が通れないなどの問題が発生したと聞いています。本町では洪水ハザードマップ・指定避難場所一覧表を全戸配布していますが、台風や地震などで大きな道路や橋が寸断された場合などを想定し、避難経路の再確認をする必要があるのでは。

2、今回の災害は9月初旬ということで季節的には寒さ対策などの必要はありませんでしたが、冬の災害に備えた宿泊避難訓練を行う考えは。

3、8月に行われた南幌町防災フェスタでは、たくさんの住民を交えて「避難所運営ゲームD oはぐ」が行われ、避難者の状況等を考慮しながら迅速かつ適切に対応する術を学び、参加した住民には心の準備として大いに役立ったことと思います。このように、多くの住民参加ができる企画を数多く行っていく考えは。

議 町 長 長

町長。

台風や地震への防災対策についての御質問にお答えします。1点目の御質問については、本町においては、避難所までの経路は、水害・地震に関わらず、災害が発生した時点で、道路・橋梁などの状況をいち早く職員が点検し、住民がより安全に避難することができるよう避難経路の確保を行うこととしています。また、町内における橋梁については、長寿命化計画に基づき点検を行い、問題がある場合は改修を行い、安全を確保しています。

2点目の御質問については、冬に備えた宿泊避難訓練は、厳冬の中での災害時の体験として有効と考えますが、室内の気温が下がる厳しい状況での実施となり、参加者の体調管理面などの問題もあることから、先進地の事例等を参考に検討してまいります。

3点目の御質問については、本年度実施した避難所運営訓練については、参加された方から大変有意義な訓練であったと、多くの声をい

議 長  
菅原議員  
(再質問)

ただいたことから、住民を参加対象とした訓練として、行政区・町内会での開催を含め引き続き実施してまいります。

8番 菅原 文子議員。

では再質問させていただきます。まず1番目なんですけれども、被災地の住民にお聞きしましたけれど、橋台のずれや道路の起伏のため通行できなくなった道路が数カ所あったそうです。指定の避難場所に行くのには大きく迂回しなければならず、近くの違う指定のところには、指定ではないということで行くことができなかったそうで、できれば二つ目のところに行かせていただきたかったというお声をお聞きいたしました。本町でも同じような場面に遭遇することが考えられます。ですので、2カ所くらいの指定避難所を考えておくべきかと私は思います。

またハザードマップを全戸配布しておりますけれども、この洪水以外の災害については余り情報がわかりづらいなどの声もあります。このハザードマップ、表裏の。この大きなほうのマップを玄関に張っている方が今回のお宅訪問させていただいた時に多く見受けられました。このハザードマップの中には、コース以外の地図も載っておりますけれども、この裏のいろんな情報を見ることはできなくなっております。ですので、二つ目の避難所に行く経路とかを考えた時に、できましたらまた今度ハザードマップなどをつくられるときにはこの大きなマップのほかに、この小さなところも雑誌になるのかガイドブックになるのか、そこのところも考慮していただければありがたいと思います。このハザードマップなんですけど、この裏に書いてある洪水はたくさん情報はありますけれども、地震・台風についてはあまり書いていなくて、地域によっては二つの避難所が分かれているところもありますので、そこのところもわかりづらいという声を、今回何件かお声をいただきましたので、そこのところも今後考慮していただけたらありがたいと思います。

このハザードマップのほかに本町で防災行政無線の戸別受信機を各家庭に無償貸与しておりますけれども、この今回の議案の中に監査のほうで詳しくその時の状況が書かれておりますので、私も再度あの時のことを思い浮かべながら、拝読させていただいておりますけれども、戸別受信機が今のところ9月末までで、未申請戸数は348戸、未設置戸数が415戸となっていると監査委員のほうで書いております。このように、せっかくおにぎりなどをつくっていただいておりますけれども、この防災無線がないために、それをもらいに行くとか、それからいろんな情報がわからなかったというお声もありましたので、これは広報にも再度載せていただいて、力強くやっていたいただいていることはわかりますけれども、また再度こちらのほうも全戸配布できるような、今回を経験いたしまして、こういうことで必要ですよということもまた声を高くしていただければありがたいことと思います。

それと2点目なんですけれども、今回の災害では避難所において、被災された所ですけども、1日目は床に毛布を敷いて寝ていただきま

した。それから2日目に平べったい箱の段ボールを下に引き、それから3日目によく箱型のいわゆる段ボールベッドが搬出されたと聞いております。やはり3日目の箱型のベッドは大変温かく寝心地もよく、よかったという話も伺いましたけれども、もしこれが冬だとしたら、大変な問題になっていくのではないかなと思います。今被災された中に町長の御答弁の中にも、冬に備えて宿泊避難訓練は、室内の気温が下がる厳しい状況での実施となり、参加者の体調管理の面などの問題もあると御答弁されているとおりで、まさしくそのとおりであります。ですので、たった1日ではありますけれども、それを参加者を募るのか、それはまた別として、一度ぐらいはそういう経験をしたほうが私はいいのではないかなと思いますので、これはまた再度お答えいただきたいと思います。

それから今の2点目なんですけれども、私は平成25年の第3回定例会の質問の中で冬季間の避難訓練と宿泊体験という質問をさせていただきました。その中で町長の答弁として避難計画に反映するよう努めますというお答えをいただいておりますけれども、その後の進捗状況がどのような検討がなされたのか再度、お伺いいたします。

それから3番目につきましては、先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、今後も続けていただけるということですので、これは理解いたしましたので、この2点についてお伺いいたします。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えいたします。避難所2カ所指定するべきではないかということですが、余計混乱しないですか。うちの町の地理的状况をもうちょっと歩いて回っていただければ、碁盤の目でどこからでも行けるんですよね。一方通行で1カ所が詰まったらそこ行けないっていう避難所はないはずですよ。ですので、歩いて行ける範囲内の分野、あるいは車で来れる範囲内の避難所ありますので、余計混乱して片一方に集中したらパンクしてしまうっていう心配もありますから、避難カードは各戸にちゃんと避難所出して、その大きいのではなくて、きちっと個人ごとの1戸ずつに配布しておりますので、それを見ていただければ自分がどうなった時にはどうあるべきかっていうことがあるので、それは全体像を指してますけれども、個人の家庭については自分がどこに行くべきかっていうことは表示され、それを玄関に置いてあるかどこに置いてあるかは別として、一応配布させていただいたので、それを再確認していただければなというふうに思っております。

それで、今回うまくいったなっていうのが、防災無線、昨年改定させていただきました。それで、大方情報は伝わったかなと思います。何度もうちの職員がお邪魔したり電話をして、防災無線をつけてくださいと、しかし要らないと。そういう答えの人にどうやってやるんですか。そして、今回改めて地震が起きて20件ぐらいかな、新たにつけさせてくださいって来られた方には無償で届けます。それで工事費も全部町で持って届けるのに、要らないって言われたら、それ以上は私どもはどうしようもない。勝手に玄関こじ開けて設置するわけにい

きません。やはり理解をしていただく、それだけ町もお金かけて全戸配布の用意をさせていただいてます。ですので、議員もそういう方々に早く取りに行ってくださいと言っていただければ、もっと素直にできるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ全戸でつけていただきたいなど、ちゃんと個別の受信機は用意してありますので、ぜひお願いをしたいなというふうに思っております。

冬の避難所は前にもお話しさせていただいて、これは非常に難しさがあります。極端に言えば、地震なんかでは今回5弱で、うちほとんど人的被害を受けておりません。前にも議員にも話しましたがけれども、木造住宅ってそんなに壊れない、かなりの年数がたってるやつは別です。ですので、地震については自分の家にはかなり避難ものが用意してなくても、例えば冬になっても暖める布団だとか毛布だとか着るものとか、たくさんあると思います。でも避難所には毛布1枚とか2枚しかないんです。うちみたいな二次災害がないからあんまり急いで、避難所に夜中の寒い中に来るのが本当にいいのかどうか、ちょっと私自身、それが心配です。そして、避難所に大勢寄ってるところにインフルエンザでも発生したら、これまた大変な問題になりますよね。だからそういうことも全部想定しながら、何がいいのか。避難所というのは非常に難しさがあります。よその自治体もいろいろあってそれで苦労しています。3日目になってさっき言った段ボールなんです。どこの自治体も3日以降にならないと、北海道だとか国の支援が出てこないんですよ。だから前から言ってるように1日は自分で、1日は役場で、3日以後は国か道が多分来ると思います。必ず自分もそういう備えはしていただく。特別なものを備えなくても私はいいと思うんです。停電になっても、家にある着るものやら、布団やら毛布にくるまるだけでも、かなり寒さからは、外にさえ出なければ確保できると思います。ただ、家が壊れたり、そうするとこれはまた別ですよ。問題なければ、震度5が来て、何時間も震度5が来るわけではありませんので、そのあと傾いたり、倒壊した家屋は別ですけども、夜の夜中、皆してこぞって来ても、そんなに十分うちだってこれは、防災備蓄品は用意はしますけれども、7, 576人、全部用意するわけにいきませんので、そのことも考えていくと、やはりみんな、町民みんなでその意識を持って備えていただければ、いいまちづくりになるんじゃないかなと。当然、行政でできる限りのことはやりますけれども、なかなかそういう部分では難しさがあるということでもあります。特に子供とお年寄りを動かすっていうのは、二次災害の危険性がありますので、訓練と言えども、先ほど言ったようなことが起きるわけですから、その辺も十分想定をしながら慎重に検討していかなければならないというふうに思っています。ですので、その事がきちっとできない限りは冬の訓練っていうのはなかなか私は難しいなと。車で来る訓練ではないと思います。歩いて来なきゃならない訓練なので。そうなるとなかなか難しさが出てくるかなというふうに思っていますので、手をやめて黙って見てるんじゃなくて、町としても何が一番必要なのかを考えながら、検討はしてまいりたいと思います。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

再々質問させていただきます。私が思いますのは、全体的な質問なんですけども、今回のように何かと何か重なった場合、今回は台風と地震が重なりまして、職員の方におかれましては数日間、不眠不休で働いていただいて本当に感謝いたしております。それのおかげをもちまして、大した問題もなく、南幌町では過ごすことができたと思っております。ですけれども、その二次災害っていう面において、例えば地震による二次災害とか、うちは山とか丘もありませんから、そういう面ではないかもしれませんが、ですけれども数年前には強風で屋根が吹き飛ばされた時もありました。それにもし何かがついたとき、大きな地震とか、また余震がついたときには、やはりうちに泊まることができなくて、宿泊する場合も、避難する場合も考えられるのではないかと思います。私1点目の質問の中で、ちょっと言葉足らずで大変申しわけなく誤解させてしまったところがあるんですが、2カ所を皆さんに配付という意味ではなくて、例えばこの場所がだめだった時には、ここというような、もう一度見直しをしていただけますかというお願いをしたつもりでございました。そこのところちょっと誤解されたようなんですけども、心づもりとして、例えば言葉足らずですが、例えば三重ですね、三重はスポーツセンターになってます。三重から行くのに本当に遠くなってます。ですけども青葉地区では養護学校、三重の方たちも養護学校が近くにありますから、もしスポーツセンターまで行くのに、例えば歩いて行くとか何か台風による被害で木が倒れたとか、道が寸断されたとか、そういう場合にはこの養護学校でもいいですよという、そういうような心づもりを役場の方々が、それを皆さんにお知らせするだけではなくて、心づもりとしてもう一度そういうところを再確認していただけたらという思いで、私は質問させていただきましたので、ここのところをもう一度再考できないかということをお尋ねしたいと思っております。これ皆さんにお配りするためだけではなくて、その心づもりということも、大変大きな災害には必要なことなのではないかなと思っております。

その意味も込めまして2番目の質問もやはり心づもりです。先ほども言いましたように、何かの形で家が壊れた後に何か違う災害が来た場合、うちで泊まることができない、その時に今回、被災地の方にお聞きしましたのが、寝ていたところから外に行くまでの間、地震がおさまってからですね、地震がおさまったり明るくなってからでも出て行く時に、ガラスなどが散らばっているのでスリッパとか、足に刺さらないものを枕元に置いておくのが一番いいよというお話も伺ってまいりました。そのように心づもりというのはあってからでは遅く、また地震などは、洪水のように時間をかけて徐々に来るものではなくいきなり来ますので、その時の心づもりとして今回は大変いい経験になったと、私自身思っています。何かと何かの災害が重なったときに、その時に二次被害になるのか。何かがあると思っておりますので、そこのところをもう一度、町長にお聞きしたいと思っております。

議 長

町長。

町 長  
(再々答弁)

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。先ほども言ったのですが、器があるんですよ。二つの地域指定しちゃうと一緒になったときに大変でしょ。だから1カ所が、特に災害のときは気が動転してますから、何カ所もあるほうが私は大変かなというふうに思います。1カ所で固定されてるほうが、そこにしか行きようがないですから。混雑して人の把握ができなくなれば、それこそまた大きな混乱に結びつくのではないかなと、そういう建物が限りあるものですから、ある程度人数を把握しながらやってるので、私どもはそういう部分を含めてやってます。今回の災害を受けていろんなことを学ばさせていただきました。台風と地震が連夜で来て、おかげさまで人的被害はなかった。そういう実情があるわけでありまして。ですので、それらを踏まえながら今後どうあるべきかっていうことは当然考えていかなければなりません。何を用意するのでも、当然町費をかけていかなければなりません。最小の経費で最大限できる、そういうやり方が今回もあったのかなと。今回も避難所は開設してませんけども、来ていただく場所は提供しますってということで、無線を通じて1組来ていただきました。心配の方はどうぞということで、そういう場所も指定してさせていただいて、それはその当時、災害の時点で判断をして全員対象でなければ、ここを指定して来ていただけるという、そういう情報発信は今回もさせていただきましたので、ある程度できるのかなというふうに思っています。ですので、冬のことも含めてやらないって言うんじゃないくて、いかにして町民の方々に理解していただいて、そして災害訓練して被害を受けたら大変な問題になりますから、そのことを、しないようなことをできるのかなと。どういう対策をすれば、そういうことができるかっていうことも含めて、検討していくべきであろうというふうに思っていますので、そういう機が来れば当然、またそういうことも考えていかなければならないと思っております。

議 長

ここで、1時15分まで休憩をいたします。

(午前12時00分)

(午後 1時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

8番 菅原 文子議員。

菅原議員

午前に引き続きまして、質問させていただきます。将来に向けた財政運営について。南幌町中期財政推計が作成され、本年度から5年間の主な投資的事業と事業費が示されました。今後は、他市町との広域で行われる、住民の生活にかかわる長幌第2浄水場と道央廃棄物ごみ焼却施設の大きな事業費負担金も計上される見込みとなっています。現在、国直轄で進めている道央圏連絡道路の整備など、町を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。町では移住政策や子育て支援に力を入れており、人口減少数も緩やかになっていくものと思われ、近隣の市町や札幌圏域の連携構想もますます本町の発展に大きく貢献するものと期待しています。このような構想がある中で、本町の財政運営をどのように進めていくのかを伺います。

議 長

町長。

町 長

将来に向けた財政運営についての御質問にお答えします。本年10月に平成34年度までの中期的な財政見通しとなる南幌町中期財政推計を作成したところです。御承知のとおり、本町の行財政改革については、自立緊急実行プラン及び行財政改革実行計画に基づき、町民の皆様の御理解御協力のもと、不断の改革として実行してきたことで、財政基盤の安定に向け着実な効果があらわれたところです。今後も本町のまちづくりの指針である第6期総合計画で掲げる、誰もが笑顔で活躍できる、緑豊かな田園文化のまちの実現を目指し、施策や事務事業を着実に進めなければなりません。しかしながら、人口減少や少子高齢化による社会保障関係経費の増加、インフラ施設の改修など、投資的経費の増加への対応が大きな課題であり、引き続き行財政改革に取り組むとともに、国の地方財政対策を注視しつつ、限られた財源の効率的・効果的な活用と財政基盤の安定を図り、将来世代への負担を抑制し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

議 長  
菅原議員  
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

通告書の補足という意味も含めまして、再質問させていただきます。先ほどの質問の中でも申しましたけれども、この長幌第2浄水場の改築で、本町の住民ももっとおいしいお水を飲むことができることで喜ばしいこととは思いますが、今後さらに投資的事業費が大きく膨らみます。また本町の公共施設なども次々老朽が進み、改修費や維持費、物によっては解体費もかかってきます。平成34年度末の財政調整基金残高は3億5,400万円となる見込みで、国ではこの基金残高を減らすようにとの考えではありますけれども、35年度からの動向を憂慮いたしております。10年後20年後には全国的に見ても、労働人口が確実に減少しているものと思われ、その中において本町も例外ではなく、労働人口の減少に伴い町税も減ってきます。ですけれども、本町を取り巻く環境はいいほうへと確実に変わってきていると私は思っております。近隣市などとの連携も、塾など教育にも力を入れております。また広域で行っている浄水場が完成した時には、さらに安全でおいしいお水を飲むこともでき、また今回のような断水するときなどにも安心かなと私的には思っているところです。自治体病院の町立南幌病院でも既に札幌圏域に入っておりますけれども、また札幌市を中心とした連携中枢都市圏の形成に向けての構想が今後始まってまいります。ボールパーク構想も先ほどもお話出ておりましたけれども、ボールパーク構想、それから道央圏連絡道路も着々と工事が進んでおります。まちづくりに対する検討委員会を立ち上げた本町の取り上げ、本町の発展を願う住民の団体も出てきていると聞いております。投資的事業費の増、人口減少により、将来負担比率も上がりますけれども、以上申しましたことで、浄水場の改築とか他市町との連携など含めて今がチャンスと捉え、期待しているところでございます。今後、福祉や教育、その他住民サービスを維持していけるような政策が必要であり、するべきと私は考えておまして、先ほどの同僚議員の中でもお話しされていたように、財政は厳しいですけれども、安心してこの南幌町に来てくださいと。そして暮らしてくださいという考えのもの

と、先ほどの災害対策も含めまして、今も財政について質問させていただいております。今後のことも含めまして、札幌市を中心とした連携中枢都市圏、それから病院を取り巻く札幌圏域、それから道央圏道路、これらを含めましていいように私は思いますけれども、町長のお考えをどのような構想で立て上げていくのか、お考えをお聞かせいただけます。

議 長  
町 長  
(再答弁)

町長。

菅原議員の再質問にお答えいたします。非常に難しい御質問であります。真意がわかりませんが、単独事業をやめろと言ってるような雰囲気聞こえます。財政負担が大きいからっていうふうにも、見方としては聞こえますが、私はそういうこともあり得るけれども、近隣との連携、あるいは改革できるものは改革しながら、せっかく今いろんな状況があるわけですから、それをいかに取り込んでうちの町の将来にいい方向に持っていかっていいところであろうかと思えます。ただ、今までやってきたからずっとこれからも同じようにやっていくということにはならないと。やっぱり反省をしながら、やめるものはやめる、新たに組み込むものは組み込むと。やはりいいものは取り入れていかなきゃなりませんし、ある程度効果があったものについては考えていかなければならない、そんな思いであります。将来的にはいろんな広域連携がもっとも必要になってくるのではないかなと、ただこの10年ぐらいではなかなかそこまでこの地域は減っていかないだろうというふうに思ってますが、その後については、やはりそういうことも必要になってくるので、今できるものを早くやっておかないと、今後できないだろうと。そんなことも含めて、できるだけ住民の不安をなくしながら、次の世代へいい形でバトンタッチできる町政運営はしていかなければなりません。そのために財政っていうのが一番厳しいところでもありますけれども、国の制度もうまく活用しながら、あるいはいろんな制度も活用して、できるだけ町の負担を減らしながら、新しい事業も取り入れられるものは取り入れていきたいなど。その上で、いろいろ国のほうも御指摘をいただいております。しかし、交付税も順調にこれからふえていくっていうことはほとんどあり得ないだろうと、これは人口減少で算定されますので、その中でやはりもう一度見直すものは見直しながら、持続安定の形をぜひこの5年間で持っていけるようにしてまいりたいなど、そんなふうに考えております。

議 長  
菅原議員  
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

再々質問をさせていただきます。私は今までやっていることをやめてほしいとか、それから例えばですよ、例えば浄水場に関してもやめてほしいということを言ってるわけではなく、それで再質問の中で補足説明という形で言わせていただいたんですけども、必要なものは建てなければいけないと私も思っています。そしてつくることによって、住民がよりよい生活ができるのであれば、私はそれはとてもいいことだと思っています。ですけど、そこにお金がまつわりますので、先ほどの質問の中にもありましたように財政が厳しいと、でもつくる

ものはつくらなければいけない、その攻めぎ合いの中で、今後10年後20年後に労働人口が減った中で、いかに来てよかったとだけ思っているような、そういう政策を町長として立ち上げていただきたいと、私はその願いを込めてこの質問をさせていただいているわけでございます。今まで来ていただいていた、福祉・教育、その他のサービス、住民サービスを維持していくような、そういうことを私は念頭に置いている質問なんですけれども、ただ黙っていても、これは人口も減っていくし、それから事業費も負担になっていく、そういう中で私が申し上げましたような道央圏連絡道路、それから札幌市を中心とした札幌圏域にこれから入っていくわけですから、そういう環境で本町としては、とても前向きなほうに私は進んでいるのではないかなと、感触として私は持っております。その道央圏道路にしても住民の方々にしても、これからやるぞという住民の方もふえてきているように私は思いますので、今がそのチャンスだと。私はそういうふうに思っています。それで町長に質問させていただいているわけなんですけれども、やはり今後黙っていたら、10年後20年後の住んでる方たちは負担になります。確かにそれはそうです。ですから、そうなる前にこの札幌圏、それからボールパークも含めて先ほどから何回も出てますけれども、そのボールパークも含めまして、この南幌町を取り巻く環境はいいほうに変わっている今、町長としてどのように、これからこの南幌町を引っ張っていかれるのか、それを再度、質問させていただきたいと思います。

議 長  
町 長  
(再々答弁)

町長。

菅原議員の再々質問にお答えをいたします。水道・病院、どれも皆さんに御説明したとおり、そのようにやって御説明させていただいたんですが、なおかつ来るっていうことは、あまりいい感触を持っていないのかなと。私は皆さんのいい感触を持っていたから作業を進めている、広域も作業を進めさせていただいております。そういう説明をして、この事業に展開をさせていただいておりますので、それをあえてまた言うということ、難しいのかなと。1回皆さん納得していただいて、その上で私どもは再度そうやってやっておりますので、改めて言うことではありませんけれども、そういうことを進めていると。それは我が町の財政を振り返れば、当然厳しい時代が来るから、できるものなら広域の部分には当然探りながら、そして我が町で進められるものは進めながら、そういうふうに進んでいきたいなど。当然いい状況も生まれつつあります。先ほどの議員にも説明させていただきましたが、いかにそれを活用させていただくか、それが町の将来につながるものと思っておりますから、そういう近隣のいい情報も得ながら、ともに発展していければいいんじゃないかなと。そのために、精力をつぎ込んでいくと。そのためには、行財政改革をしていかなきゃならないということであると思います。今後はそのような思いで、ずっと皆さんにはそういう説明をしてやっていただいで進んでおりますので、その考えは以前と今も変わりありません。

議 長

8番 菅原 文子議員。

菅原議員 先ほどから私申し上げてるように、長幌浄水場は私は反対という意味でこの質問をしているわけではなく、これは住民の方々にとってさらに安心安全なお水を供給していただけるという意味で、必要だったら私は建てるべきだと私は思っております。ただそれに関しても、お金はかかりますよってというだけの話で、これを長幌浄水場やめてくださいとかってそういう意味ではないことを、さらに町長にお伝えしておきまして、この質問を終わらせていただきます。

議長 以上で菅原 文子議員の一般質問を終わります。  
 以上で一般質問を終結いたします。

局長 局長をして朗読いただきます。  
 (朗読する。)

局長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第52号 功労表彰につきまして、提案理由を申し上げます。岡山 敏幸氏は、消防団員として43年間勤められ、その間、分団長を1年、副団長を2年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。内田 一之氏は、交通安全指導員として29年間、都市計画審議会委員など6年間にわたり在職され、地方自治の発展に多大な功績がございます。田中 玲子氏は、社会教育審議会委員として16年間勤められ、その間、副委員長を4年、委員長を12年間歴任されるなど、地方自治の発展に多大な功績がございます。以上、3名の方々を表彰条例に基づき表彰いたしたく、表彰審議会に諮問し、答申をいただいたものです。功労表彰について、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 お諮りいたします。本案につきましては、この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。  
 (なしの声)  
 それでは採決いたします。  
 議案第52号 功労表彰については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。  
 (なしの声)  
 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

町長 日程6 議案第53号及び日程7 議案第54号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。  
 ●日程6 議案第53号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 ●日程7 議案第54号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
 以上、2議案を一括して議題といたします。  
 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
 ただいま上程をいただきました議案第53号から議案第54号までの2議案につきましては、いずれも平成30年人事院勧告に鑑み、議

会議員、常勤特別職等について、期末手当の支給率を変更する措置を講ずる必要があるため、本案を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第53号、議案第54号までの2議案について、御説明いたします。今回の改正は、平成30年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことなどを鑑みて、議会議員、常勤特別職等について、期末手当に係る支給率の引き上げを行うものです。なお、2議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第53号の説明をもって、議案第53号並びに議案第54号の説明に充てさせていただきます。別途配布しております、議案第53号資料南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

期末手当、第5条第2項中「6月支給分100分の212.5、12月支給分227.5」を「6月支給分、12月支給分ともに100分の222.5」に改めるものです。これにより、6月支給分と12月支給分の平準化を図るとともに、年間支給率が4.45カ月となり、昨年度と比較して、0.05カ月分が引き上げられます。

次に附則、期末手当の特例、第20項として、平成30年12月支給分の期末手当に、6月支給分の新・旧支給率の差である0.05カ月分を加算して支給することを加えるものです。

最後に附則として、第1項、施行期日、この条例は、公布の日から施行し、平成30年12月1日から適用する。

第2項、期末手当の内払、第2項は、改正前の条例に基づき支給した期末手当について、改正後の条例に基づき支給すべき期末手当の先払いとする規定です。以上で、議案第53号、議案第54号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては、議案ごとに行います。

初めに、議案第53号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第53号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第54号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本2議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第53号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第54号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程8 議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、平成30年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本条例改正を提案するものです。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。平成30年人事院勧告による国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は平成30年4月1日遡及適用分、第2条は平成31年4月1日からの施行分で2つの条立てにより改正を行うものです。第1条関係は、宿日直手当について、勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定を行うとともに、昨年を引き続き、民間給与との格差を埋めるため、特に若年層に重点を置き、給料表を平均0.2%増額し、さらに勤勉手当を0.05カ月分引き上げるもので、平成30年4月1日に遡って実施するものです。第2条関係は、期末・勤勉手当の6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、平成31年4月1日から施行するものです。それでは、別途配布しております議案第55号資料新旧対照表をごらんください。

最初に、第1条による改正、平成30年4月1日適用分の説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

宿直及び日直手当、第14条の2中「4, 200円」を「4, 400円」に、「20, 000円」を「21, 000円」に改めるものです。ここでは、勤務1回に係る支給額の限度を、宿日直勤務職員の給与の

状況を踏まえて、通常の宿日直勤務、医師の宿日直勤務について改正を行うものです。

次に勤勉手当、次ページ、第16条の4第2項第1項中「100分の90」を「6月支給分を100分の90、12月支給分を100分の95」に、同項第2号中「100分の42.5」を「6月支給分を100分の42.5、12月支給分を100分の47.5」に改めるものです。

同条第5項は、勤勉手当における期末手当の読みかえ規定について、給与法の改正にならない条文を改めるものです。ここでは、一般職に係る勤勉手当を0.05カ月分引き上げるもので、結果、期末・勤勉手当の年間支給率は4.45カ月分に、また再任用職員に係る勤勉手当も0.05カ月分を引き上げ、年間支給率を2.25カ月分とするものです。次ページ、第5条関係の給料表を改正するものです。別表第1、3ページから9ページ上段にかけて行政職給料表（一）です。大卒及び高卒採用職員の初任給を1,500円、若年層については1,000円程度、その他については400円を基本に引き上げを行うものです。昨年に引き続いての改定となります。この表の3ページ、高卒初任給は1級5号級で14万7,100円が14万8,600円に、大卒初任給は4ページの1級25号級で17万9,200円から18万700円に改定されます。次に、9ページから14ページにかけては、別表第4、医療職給料表（二）で、町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表です。次に、14ページ下段から22ページにかけては、別表第5、医療職給料表（三）で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職（二）及び（三）の給料表においても、行政職と同様の引き上げを行うものです。続きまして、23ページをごらんください。

第2条による改正、平成31年4月1日施行分の説明をいたします。23ページ、期末手当、第16条第2項中「、6月支給分100分の122.5、12月支給分、100分の137.5」を「100分の130」に、同条第3項中、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分65」、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」を「同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」に改めるものです。

下段から次ページにかけて、勤勉手当、第16条の4第2項第1号中、「6月支給分100分の90、12月支給分100分の95」を「100分の92.5」に、同項第2号中「6月支給分100分の42.5、12月支給分100分の47.5」を「100分の45」に改めるものです。ここでは、第1条関係で説明しました、平成30年4月1日遡及適用に係る一般職0.05カ月分及び再任用職員0.05カ月分の勤勉手当の引き上げについて、平成30年度においては12月期に加算して支給するとしたものを、平成31年度以降は、6月期と12月期において期末・勤勉手当の支給率の平準化を図り、それぞれ「100分の222.5」として均等に支給する改正です。

24ページ、附則でございます。施行期日等、第1項、この条例は、

公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定（職員の給与に関する条例（次項において「給与条例」という。））は、平成30年4月1日から適用する。

給与の内払、第3項、改正前の給与条例に基づいて支払った給与については、改正後の給与条例に基づき支払うべき給与の先払いとみなす規定です。

規則への委任、第4項、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。以上で、議案第55号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。

議案第55号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程9 議案第56号から日程11 議案第58号までの3議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程9 議案第56号 平成30年度南幌町一般会計補正予算（第4号）

●日程10 議案第57号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

●日程11 議案第58号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）

以上、3議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町長 ただいま上程をいただきました議案第56号から議案第58号の3議案につきまして、提案理由を申し上げます。初めに、議案第56号平成30年度南幌町一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳出では、人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、あつたか灯油支給事業費の追加、経営体育成支援事業費の追加、歳入では、歳出補正の各事業に係る道補助金の追加、南幌工業団地用地売り払い収入の追加、姉妹町多良木町からの災害見舞金の追加が主な理由です。その結果、規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,811万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,940万2,000円とするものです。

次に、議案第57号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われ

る給与等の改定に係る追加、修繕料の追加、歳入では、一般会計繰入金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ2億1,332万3,000円とするものです。

次に議案第58号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳出では、保険給付費の追加、歳入では、介護保険システム改修に係る事業費確定による国庫補助金等の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156万7,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ7億6,686万5,000円とするものです。議案第56号につきましては副町長が、議案第57号につきましては都市整備課長が、議案第58号につきましては保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
副 町 長

内容の説明を求めます。副町長。

それでは、議案第56号 平成30年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。10ページをごらんください。

1款議会費1項1目議会費、補正額13万5,000円の追加です。議会運営経費で、先ほど議決をいただいた、議員期末手当を0.05カ月分追加するものです。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額82万8,000円の追加です。電算機器管理運営経費で、国民年金システム改修に係る委託料を追加するものです。

9目職員給与費、補正額830万5,000円の追加です。職員給与費で、先ほど議決をいただいた給与改定分及び9月の災害対応に要した時間外勤務手当等を追加するものです。次ページにまいります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額520万5,000円の追加です。社会福祉総務経費では、燃料価格の高騰に伴い、高齢者・障害者・ひとり親世帯等を対象として実施するあったか灯油支給事業に係る経費を追加するものです。

3目老人福祉費、補正額57万9,000円の減額です。介護保険特別会計繰出金を減額するもので、後ほど介護保険特別会計で説明いたします。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額5,725万円の追加です。農業振興経費で、経営体育成支援事業補助金として、台風21号及び胆振東部地震の被災農業者への支援対策として、国の補助分に町の助成分を上乗せするもので、上乗せ率はビニールハウスの更新・修繕は10%、農業用施設・機械は5%です。補助金額としては、国の実施分が5,000万円、町の実施分が700万円です。同じく、農業用廃棄物適正化処理対策協議会負担金として、台風21号で損壊した廃棄ビニール・プラスチックの処理対策として、町が費用の30%を負担するものです。次ページにまいります。

7款土木費3項3目公共下水道費、補正額303万1,000円の

減額です。下水道事業特別会計繰出金を減額するもので、後ほど下水道事業特別会計で説明いたします。

10款公債費1項1目元金、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

次に歳入の説明をいたします。8ページをごらんください。

14款国庫支出金3項2目民生費委託金、補正額82万6,000円の追加です。国民年金システムの改修に伴う交付金です。

15款道支出金2項2目民生費道補助金、補正額50万円の追加です。あったか灯油支給事業の実施に伴う地域づくり総合交付金です。

4目農林水産業費道補助金、補正額5,000万円の追加です。経営体育成支援事業として、歳出で説明しました、9月の災害に対する被災農業者支援対策に係る補助金です。

16款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額1,100万円の追加です。土地建物売払収入として、南幌工業団地内の土地1区画を、北海道農販株式会社に売却したものです。次ページにまいります。

17款寄付金1項1目一般寄付金、補正額105万円の追加です。一般寄附金として匿名で2件5万円、災害見舞金として姉妹町多良木町より100万円をいただいたものです。

18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額473万7,000円の追加です。財源調整を行うものです。

以上、歳入歳出それぞれ6,811万3,000円を追加し、補正後の総額を56億2,940万2,000円とするものです。以上で、議案第56号の説明を終わります。

議 長  
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第57号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第2号)の説明を行います。初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額42万9,000円の追加です。2節給料から4節共済費までは、いずれも人事院勧告に基づく給与改定に伴い、該当する職員給与費に係る必要経費を追加するものです。11節需用費で、修繕料36万5,000円の追加です。修繕の内容ですが、国道の車道内に設置されている、下水道マンホールの上を車輛が通過することにより、マンホールの上蓋ががたつき、放置すると上蓋が破損し外れて、重大な事故を引き起こす恐れがあることから、緊急に修繕を行うため必要な経費を追加するものです。

続きまして歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金補正額303万1,000円の減額です。追加した歳出への充当並びに繰越金の確定により減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金補正額346万円の追加です。平成29年度事業会計の繰越金確定によるものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ42万9,000円を追加し、補正後の総額を2億1,332万3,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

それでは、議案第58号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。初めに歳出の説明をいたします。9ページをごらんください。

1款総務費1項1目一般管理費、システム改修に係る事業費補助の確定に伴う財源内訳の変更でございます。

次に2款保険給付費1項1目居宅介護サービス給付費、補正額995万円の減額でございます。19節居宅介護サービス給付費負担金で995万円の減額。主に通所介護、特定施設入所者生活介護、短期入所生活介護の給付費の減少により減額するものでございます。

次に3目地域密着型介護サービス給付費、補正額400万円の減額でございます。19節地域密着型介護サービス給付費負担金で400万円の減額。主に認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護の給付費の減少により減額するものでございます。

次に5目施設介護サービス給付費、補正額1,200万円の追加でございます。19節施設介護サービス給付費負担金で1,200万円の追加。主に介護老人福祉施設の給付件数の増加に伴い追加するものでございます。

次に9目居宅介護サービス計画給付費、補正額100万円の追加でございます。19節居宅介護サービス計画給付費負担金で100万円の追加。給付費の増加に伴い追加するものでございます。10ページ中段にまいります。

2款2項1目介護予防サービス給付費、補正額480万円の追加でございます。19節介護予防サービス給付費負担金で480万円の追加。主に介護予防特定施設入所者生活介護の給付件数の増加に伴い追加するものでございます。

次に3目地域密着型介護予防サービス給付費、補正額10万円の追加でございます。19節地域密着型介護予防サービス給付費負担金で10万円の追加。認知症対応型予防通所介護の給付費の増加に伴い追加するものでございます。

次に2款3項1目審査支払手数料、補正額5万円の追加でございます。12節審査支払手数料で5万円の追加。件数の増加に伴い追加するものでございます。次ページにまいります。

2款6項1目特定入所者介護サービス費、補正額200万円の減額でございます。19節特定入所者介護サービス費負担金で200万円の減額。該当者の減少により減額を行うものです。

次に5款基金積立金1項1目介護給付費等準備基金積立金、補正額44万6,000円の減額でございます。25節積立金で44万6,000円の減額。介護給付費の補正に伴う財源調整でございます。

次に6款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金、補正額1万3,000円の追加でございます。23節保険料還付金及び加算金で1万3,000円の追加。過年度分の保険料の更正による還付金の増加に伴い追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

2 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 1 0 万円の減額でございます。1 節現年度分で介護給付費負担金 1 0 万円の減額。介護給付費の補正に伴い減額するものです。

次に 2 款 2 項 1 目調整交付金、補正額 1 2 万 7, 0 0 0 円の追加でございます。1 節介護給付費調整交付金で 1 2 万 7, 0 0 0 円の追加。介護給付費の補正に伴い追加するものです。

次に 4 目事業費補助金、補正額 8 2 万 9, 0 0 0 円の追加でございます。1 節事業費補助金で 8 2 万 9, 0 0 0 円の追加。介護保険システム改修に伴う事業費補助金の確定による追加です。

3 款支払基金交付金 1 項 1 目介護給付費交付金、補正額 5 4 万円の追加でございます。1 節介護給付費交付金で 5 4 万円の追加。介護給付費の補正に伴い追加するものです。8 ページにまいります。

4 款道支出金 1 項 1 目介護給付費負担金、補正額 7 5 万円の追加でございます。1 節介護給付費負担金で 7 5 万円の追加。介護給付費の補正に伴い追加するものです。

次に 6 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金、補正額 2 5 万円の追加でございます。1 節介護給付費繰入金で 2 5 万円の追加。介護給付費の補正に伴い追加するものです。

次に 5 目その他一般会計繰入金、補正額 8 2 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。1 節事務費繰入金で 8 2 万 9, 0 0 0 円の減額。システム改修に伴う事業費補助金の確定に伴い減額するものです。

以上、歳入歳出それぞれ 1 5 6 万 7, 0 0 0 円を追加し、補正後の総額を 7 億 6, 6 8 6 万 5, 0 0 0 円とするものでございます。以上で説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第 5 6 号 平成 3 0 年度南幌町一般会計補正予算（第 4 号）の質疑を行います。

5 番 内田 恵子議員。

内田議員

あったか灯油支給についてお尋ねいたします。過日、全員協議会での説明はいただきました。ですがその後、新聞等で灯油の上昇が落ちついたってという報道もある中で、本町が支給されるということは大変ありがたいことだなと思って感謝しております。ただ、私たち事業者はですね、やっぱりなるべく地元で回していくということが鉄則と思っております。それで多分協議はされたと思うんですけども、利便性からいけば現金ということがベストかもしれませんが、少しでも町内で使っていただくというような、そういう商品券・灯油券、また商工会にもあるんですけども、そういった議論はされたのか。また今後、今回は無理かもしれませんが、町のお金として、これからこういうことがある場合は、やっぱり町内で消費していただけるというような方法は考えていただけるかどうか、伺います。

議 長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

ただいまの内田議員の御質問にお答えいたします。あったか灯油支給事業なんですけれども、平成 2 6 年度から電気もしくは薪ストーブ、

そういった方々のためにも、灯油以外の燃料を使っているという方にも窓口を広げたところがございます。このたびなんですけれども、灯油価格は、少し落ちついては来たものの、依然高どまりの状況にあります。現金支給ということなんですけれども、そういった電気を使っている方もいるということで、灯油券というもので交付している町もございますが、町としましては、この寒い冬に備えるという意味でのいろいろな備え方にも使っていただけるという意味で現金支給ということで考えてございます。以上です。

議長  
内田議員

5番 内田 恵子議員。

確かに幅を広げていただいて本当に感謝しております。ですがだんだんと、きょうも一般質問の中でもありましたように、財政が厳しい中、やっぱりみんなで助け合うっていう、そして理解をするっていう、そういうことがとても大切なのかなと。もう本当に感謝はしていると思うんですけども、ただもういただくその時だけではなくて、やっぱりどこかにお返しをしていく、そういう訴えもやっぱり必要ではなからうか、それは広報等、文言、もしくは何か絵とか、また今回私たちも視察に行ったんですけれども、やっぱり田舎ブランディングっていう中で訴える方法がとても上手、言葉少ない中で心にすぽっと入るような、そういったこともぜひ考えて職員の皆さんには努力していただいて、そしてお互いに支え合う町、感謝し合う町、そういう言葉にして本当にありがとうございますって言い合えるような、そういうさらなる工夫をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

原田議員

3番 原田 弘克議員。

一般会計の農業振興費で経営体育成分の副町長から国の5,000万円、町の上乗せ分700万円と25万円、御説明ありましたけれども、台風21号等の関係で、被災者、被災農業者への支援ということで、町並びにJAの早い対応に農業者の方も大変喜んでいうふうに思っております。それで、細かい内訳をできればちょっとお教えいただきたいなと思っております。50%の分ではビニールハウス、それと農業施設とそれぞれ区分けされておまして、町の上乗せも10%、5%ということになっていると思いますが、実際の10月から、後半から受け付けをやったと思いますが、申請件数・交付予定件数、それからそれぞれビニールハウス等施設等で交付予定額になると思いますが、額的なものがもしわかるのであれば教えていただきたいと。それと廃ビニールの関係の処理の申請者、もしこれもわかれば数字的にお教えいただきたいと思っております。

議長  
産業振興課長

産業振興課長。

ただいまの原田議員の御質問にお答えいたします。まず経営体育成支援事業補助金の関係でございます。まだ内々定をいただいているわけではございません。ということと、11月下旬から第二次募集ということで今要望取りまとめしている最中でございます。ただ、ほとんど本町につきましては第一次要望取りまとめで90、100%近い方が

申請されておりますので、二次要望では現時点では4件ほど手を挙げて来られているということで、それも今取りまとめ中でございますので、確定した数字ではないということでまず御理解いただきたいと思っております。それでビニールハウス関係でございますけれども、申請件数につきましては、申請農業者数は、第2次に要望の分も含めまして、58戸ということで今現在なっております。ビニールハウスにつきましては、1棟単位のところと2棟で1件ってところもいろいろあるものですから、ちょっと数字的に合わないかと思っておりますけれども、ビニールハウスにつきましては棟数としては75棟で42件っていうふうになっております。それと農業施設関係につきましては、77棟ってということで整理させていただいております。そのほかの農業機械関係で4件ほどあるってことでございます。その事業費関係につきましては、今二次要望途中なんですけれども、約1億1,000万円の事業費ベースってことになっておまして、そのうち国は50パーセントなんですけれども、補助対象外の分もあるということで御理解いただきたいんですが、大体4,800万円程度になるのかなってということで、とりあえず今回ですね、5,000万円ということで計上させていただいております。そのうち町のほうが700万円が上乘せ分ってことになっております。JAの負担はビニールハウスで若干負担率が高いということで、800万円程度にJAの負担はなるのかなっていうふうに押さえております。続きまして農業用廃棄物適正化処理対策協議会負担金の25万円でございますけれども、この廃ビニールの受け入れなんですけれども、11月の12日から13日の2日間、農協のほうで対応しております。通常でありましたら、大体11月の受け入れは30トン程度ということで、農協から報告を受けてるんですけれども、今回やはり被害があった廃ビニールが持ち込まれたということで、約44トンの受け入れということで聞いておまして、これにつきましては町と農協が30%ずつ、残りの40%が農業者負担ということで、精算する予定になっております。以上です。

議長  
原田議員  
(再質問)

3番 原田 弘克議員。

はい、ありがとうございます。件数的に確認をさせていただいて、かなり利用していただいたと思っております。それで、ビニールハウスについては、共済加入者は50、未加入40ということで当初伺ってたんですが、共済未加入者がそこにいたのか。まず1点と、それからこの国の経営体補助金を受けるという点で共済加入が義務づけられていると、その辺のトラブル的なものがもしあったのかどうか、もしあればお話しいただきたいと思っております。

議長  
産業振興課長  
(再答弁)

産業振興課長。

ただいまのビニールハウスの関係に対する共済の加入のことでございますけれども、当然、被害農業者の方の中では共済に加入されてる方もおりましたし、未加入の方もおりました。その辺も踏まえて、すっかり先ほどの事業費に対する2分の1になってないということも要因の一つになっております。ただし、今回国の補助金を受けるに当たっては、未加入者については今後対応年数分の共済加入ってというのが

義務づけられておりますので、その辺の加入するっていう意思確認の書類もあわせて今提出させていただいておりますので、今回補助金を受けられる方は全て共済加入がなされるっていうふうに聞いております。なお、ある一部の農業者の方につきましては、その共済加入の義務づけというのが、やはり耐用年数と保険料と比較して少額の被害でしたら、ちょっと手を下げようかなっていう方も中にはいらっしゃったっていうふうに担当のほうから聞いております。以上です。

議長  
原田議員

3番 原田 弘克議員。

はい、ありがとうございます。まあいろいろと、お金の関係でございまして、そういった農業者も考える場面が僕はあっているのかなというふうには思っております。農業全般、10日の農林水産省の発表で、2018年産の米は不良ということで確定をした、2009年以來の9年ぶりの不良ということになります。また来年の話は、余りあれですけれども、来年豊作になるという保証はないわけでございます。今回素早い災害対応関係をしていただいたことを踏まえてですね、来年豊作になればいいですけども、また来年の作況次第では、また天候不順等もございまして、そういった面で危機管理等、また農業者に十分その辺の配慮もお願いをして、私の質問を終わらせていただきます。回答は要りません。

議長  
熊木議員

ほかにありませんか。

10番 熊木 恵子議員。

あったか灯油について、先日、全員協議会で説明いただいたんですけども、1点ちょっと聞き漏らしたことがありましたので、質問させていただきます。受付方法なんですけれども、対面方式とするっていうことで申請書一式を窓口で記入して説明がありましたので、例えば70歳以上で独居とかそういう方の中で、なかなか本人がそこに向いて来れないっていう場合の対応っていうか、遠く離れている家族が来たりして代替でできるのか、その辺の対応について伺います。

議長  
保健福祉課長

保健福祉課長。

ただいまの御質問にお答えいたします。そういった場合につきましては、役場職員の訪問等により申請も受け付けられると思いますので、その方法をとっていきたいと思います。また御家族につきましては身分が確認できるものをお持ちいただければ、御家族の申請でも可能としたいと思います。また、なかなか、はがきの送付はいたしますけれども、御理解の難しい方については、ケアマネジャーとかがおりましたら、ケアマネジャーの代行というわけにはいきませんが、ケアマネジャーからの周知等につきましても、いたすところでございます。以上です。

議長  
熊木議員

10番 熊木 恵子議員。

今、丁寧に説明いただいて、すごくよかったなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

議長

ほかにありませんか。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第56号についての質疑を終結いた

します。

次に、議案第57号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑を行います。

（なしの声）

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本3議案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第56号 平成30年度南幌町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第57号 平成30年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第58号 平成30年度南幌町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（なしの声）

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程12 議案第59号 平成30年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第59号 平成30年度南幌町病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、歳出で人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、新規採用医療技術員等の給与の追加、出張医師等賃金の追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に585万円を追加し、6億866万5,000円とするものです。詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
病院事務長

内容の説明を求めます。病院事務長。

議案第59号 平成30年度南幌町病院会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。議案の3ページをお開き願います。収益

的収支の支出について御説明申し上げます。

1 款病院事業費用 1 項 1 目給与費、1, 672 万 9, 000 円の追加でございます。1 節給料では、給与改定並びに 11 月に新規採用の看護師、1 月から新規採用の放射線技師各 1 名分に伴う職員給与で 220 万 2, 000 円の追加、2 節職員手当では、制度改正及び職員の異動に伴う各種手当の増減で 57 万 2, 000 円の追加、3 節賃金では、外来の出張医師賃金及び 6 月から院内薬局に配置しております薬局助手 1 名に係る賃金で、あわせて 1, 344 万 6, 000 円の追加でございます。5 節の法定福利費では 11 万 4, 000 円、6 節の退職給付金では 39 万 5, 000 円の追加で、給与改定並びに職員新規採用に係る必要経費を追加するものでございます。

続きまして 3 目経費でございますが、1, 087 万 9, 000 円の減額でございます。5 節消耗品費では 77 万 8, 000 円の追加、ボイラーの煙管保護用薬品を購入するものでございます。6 節消耗備品費では、28 万 6, 000 円の追加、救急搬入口の段差を解消するためのブリッジを購入するものでございます。16 節諸会費、1, 100 万円の減額でございます。常勤医師 1 名減のため江別市立病院に対する負担金を減額するものです。18 節手数料では、265 万 7, 000 円の追加、外来出張医師及び当直医師の人材紹介手数料を追加するものでございます。20 節委託料、360 万円の減額でございます。江別市立病院の医師不足から、医師派遣による診療業務が減少したための減額でございます。1 ページにお戻りください。

第 2 条、第 3 条に定めた収益的支出につきましても、病院事業費用は 585 万円を追加し、6 億 866 万 5, 000 円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し、不足する額は 585 万円となります。

次に第 3 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を 1, 672 万 9, 000 円追加し、3 億 5, 745 万 5, 000 円に改めるものでございます。以上で議案第 59 号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第 59 号 平成 30 年度南幌町病院事業会計補正予算 (第 1 号) は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程 13 議案第 60 号 工事請負契約の変更について (役場庁舎非常用発電機設置工事) を議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

議 長 ただいま上程をいただきました議案第60号 工事請負契約の変更につきましては、役場庁舎非常用発電機設置工事の設計変更に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。総務課長。

議 長 議案第60号 工事請負契約の変更につきまして御説明を申し上げます。1 契約の目的、役場庁舎非常用発電機設置工事。2 契約方法、指名競争入札。3 契約金額、変更前6,847万2,000円（うち消費税及び地方消費税の額507万2,000円）、変更後7,067万5,200円（うち消費税及び地方消費税の額523万5,200円）。本件につきましては、10月5日付で契約を締結し、設置工事を進めておりましたが、既存地下タンクから発電機までの配管工事施工に係る地下埋設物確認のため試掘調査を行ったところ、地下タンクから庁舎ボイラー室までの既存の配管が、予想以上に老朽化が進んでいることが判明しました。このまま放置すると今後の使用に支障が出るおそれがあることから、本工事の配管工事にあわせて改修を行うことが工事費の削減にもつながるため、設計変更を行い契約金額の変更を行うものでございます。なお、契約変更に伴い、220万3,200円の追加費用が生じますが、現行予算内で執行するものでございます。4 契約の相手方、空知郡南幌町北町4丁目8番4号、鳥山電気工事株式会社南幌営業所 所長 菊地 慎二。参考といたしまして、工期は、契約締結日より平成31年2月28日までとしております。以上で、議案第60号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第60号 工事請負契約の変更について（役場庁舎非常用発電機設置工事）は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日予定しておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日12日午前9時30分まで延会といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって明日12日午前9時30分まで延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 2時30分)

- 議長 おはようございます。  
昨日より延会となっております平成30年第4回南幌町議会定例会を、ただいまより再開いたします。  
本日の出席議員数は11名でございます。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 日程14 議案第61号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第61号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。
- 議長 長 内容の説明を求めます。総務課長。
- 総務課長 議案第61号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定につきまして御説明を申し上げます。1といたしまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。西町コミュニティセンター 西町町内会、北町コミュニティセンター 北町町内会、緑町コミュニティセンター 緑町町内会、東町コミュニティセンター 東町町内会、栄町コミュニティセンター 第14区でございます。2といたしまして、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第61号の説明を終わります。
- 議長 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声)  
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。  
(なしの声)  
それでは採決いたします。  
議案第61号 南幌町コミュニティセンターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。  
(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
- 日程15 議案第62号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。
- 町長 ただいま上程をいただきました議案第62号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するもの

であります。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
保健福祉課長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

議案第62号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定について御説明いたします。1としまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。中央寿の家 第15区、鶴城寿の家 第8区、中樹林福祉の家 中樹林自治区、川向福祉の家 第13区でございます。2としまして、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第62号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第62号 南幌町地域福祉施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程16 議案第63号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第63号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長  
産業振興課長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

議案第63号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定について御説明申し上げます。1といたしまして、指定管理を行う公の施設の名称及び指定管理者となる団体の名称でございます。夕張太地区集落センター、夕張太集落センター運営委員会、晩翠地区集落センター、晩翠集落センター運営委員会でございます。2といたしまして、指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で議案第63号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第63号 南幌町地区集落センターの指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程17 議案第64号 南幌町農産施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第64号 南幌町農産施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。産業振興課長。

産業振興課長

議案第64号 南幌町農産施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。1といたしまして、指定管理を行う公の施設の名称でございます。野菜育苗施設、長ねぎ選別施設、南幌町ライスターミナル、南幌町穀類乾燥調製貯蔵施設、西幌地区もみ乾燥調製施設、夕張太西地区もみ乾燥調製施設でございます。2といたしまして、指定管理者となる団体の名称でございます。空知郡南幌町栄町1丁目4番7号、南幌町農業協同組合でございます。3といたしまして、指定の期間でございます。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。いずれの施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で議案第64号の説明を終わります。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第64号 南幌町農産施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程18 議案第65号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第65号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、産業振興課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 産業振興課長 内容の説明を求めます。産業振興課長。  
議案第65号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定について御説明申し上げます。1といたしまして、指定管理を行う公の施設の名称でございます。南幌町農産物加工施設でございます。2といたしまして、指定管理者となる団体の名称でございます。空知郡南幌町南9線西14番地、株式会社南幌町農産物加工センターでございます。3といたしまして、指定の期間でございます。平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。この施設につきましても、指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で議案第65号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
(なしの声)  
御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)  
それでは採決いたします。  
議案第65号 南幌町農産物加工施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)  
御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程19 議案第66号 運動施設の一部の指定管理者の指定についてを議題といたします。

町 長 理事者より提案理由の説明を求めます。町長。  
ただいま上程をいただきました議案第66号 運動施設の一部の指定管理者の指定につきましては、指定管理者の指定をするため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案を提案するものであります。詳細につきましては、都市整備課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 都市整備課長 内容の説明を求めます。都市整備課長。  
議案第66号 運動施設の一部の指定管理者の指定について御説明申し上げます。1指定管理を行う公の施設の名称、カートコース。2指定管理者となる団体の名称、空知郡南幌町西町4丁目1番12号、南幌カートスポーツクラブ。3指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間です。施設の指定期間が満了となることから、新たに指定するものでございます。以上で、議案第66号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第66号 運動施設の一部の指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●日程20 議案第67号 道央廃棄物処理組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長 ただいま上程をいただきました議案第67号 道央廃棄物処理組合規約の変更につきましては、廃棄物焼却施設建設に要する経費の負担割合に係る算出根拠を変更するため、本案を提案するものであります。詳細につきましては、住民課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長 内容の説明を求めます。住民課長。

住民課長 それでは、議案第67号 道央廃棄物処理組合の組合規約の変更について、御説明申し上げます。本規約の変更については、焼却施設基本設計において、千歳市が一般廃棄物処理基本計画を見直したことに伴い、施設規模を日処理量当たり145トンから、158トンに変更したことから、組合規約に定める焼却施設建設に要する経費に係るごみ処理量割の算出根拠を改めることについて、構成する各地方公共団体において規約変更の協議を行うものです。それでは別途配布しました議案第67号資料、新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前でございます。アンダーラインの箇所が改正部分でございます。

本規約の別表、備考5について、年間処理量の次に「(千歳市にあっては、千歳市一般廃棄物処理基本計画(平成28年3月改定)の平成42年度における焼却処理場の年間処理量)」を加え、あわせまして「管理者決裁」を「改定」に改める文言整理を行うものです。

次に附則として、第1項は、施行期日の規定です。この規約は、北海道知事への届出の日から施行する。

第2項は、この規約の経過措置を規定するものでございます。以上で、議案第67号の説明を終わります。

議 長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第67号 道央廃棄物処理組合規約の変更については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程21 議案第68号及び日程22 議案第69号の2議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程21 議案第68号 情報公開審査会委員の委嘱について

●日程22 議案第69号 個人情報保護審査会委員の委嘱について

以上、2議案を一括して議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第68号 情報公開審査会委員の委嘱並びに議案第69号 個人情報保護審査会委員の委嘱につきましては、いずれも任期満了となるため、現委員であります中鉢 須美子氏、白倉 将繁氏、山崎 博氏につきましては再任、金子 隆文氏、門田 雅彦氏の2名を新たに委嘱したく、本案を提案するものです。委嘱について、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

お諮りいたします。本案につきましては、人事案件でございます。

この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第68号 情報公開審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第69号 個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

●日程23 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長をして朗読いたさせます。

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、段坂 正登士氏が平成31年

局  
議  
町  
長  
長  
長

議  
長

局  
議  
町  
長  
長  
長

3月31日をもって任期が満了となることから、段坂 正登士氏の再任について諮問するため、本案を提案するものであります。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。この際、質疑討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定いたしました。

●日程24 発議第18号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。

提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定いたしました。

追加日程1 請願第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 請願第1号を追加いたします。

●追加日程1 請願第1号 南幌町に道の駅を整備することを求める請願についてを議題といたします。

紹介議員より口頭による補足説明があれば発言を許します。

2番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

このたびのまちづくりを考える有志の会が出された請願書の、南幌町に道の駅を整備することについての請願に当たり、紹介議員の川幡です。この道の駅の整備につきましては、道央圏連絡道路の沿線に建設し、南幌町の地域資源や情報発信により、町内外から人を呼び込むとともに、産業や観光の振興を図り、地場産業の育成と雇用の促進に大きく貢献することが今後のまちづくりに大きな効果であると今回の請願書を提出に至りました。私は道の駅建設に対しては、南幌町にとって知名度向上、町の発展に寄与し必要なものと考えております。しかしながら、道の駅建設にはまだまだ解決しなければならない課題がたくさんあると思っており、その部分を一つ一つクリアすることが必要な条件だと考えております。

議長

お諮りいたします。

請願第1号 南幌町に道の駅を整備することを求める請願について

は、会議規則第92条の規定により産業経済常任委員会に付託し、閉会中に審査することといたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は産業経済常任委員会に付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

以上で、本定例会に提案されました全ての議案審議が終了いたしました。ただいまをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前 9時58分)

上記会議の経過は書記として記載したものであるが、その内容に相違ないことをここに署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

10 番 \_\_\_\_\_

2 番 \_\_\_\_\_